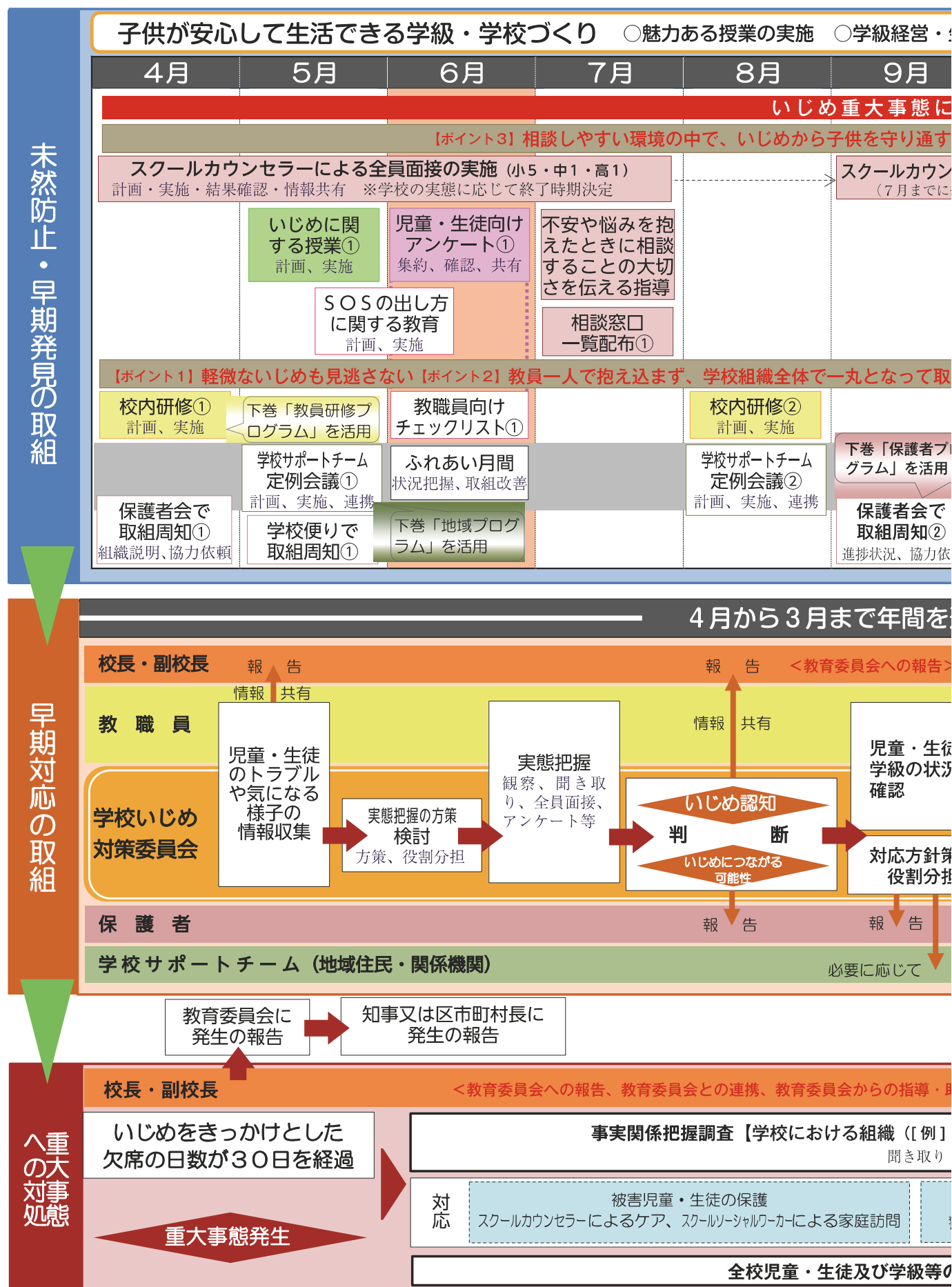


第 2 部



資 料

(1) 年間計画例



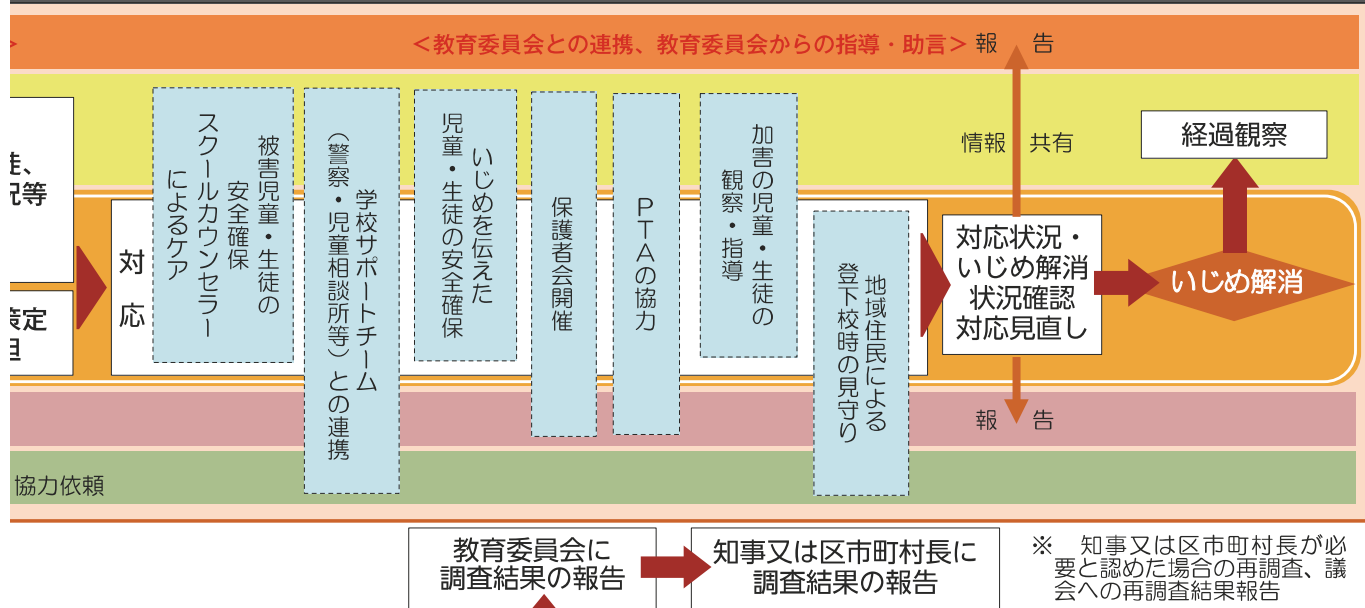
※ 「いじめ防止対策推進法」第28条では、重大事態を「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「相当の期間学校を欠席の期間」について、「年間30日を目安とする」と補足している。これらを踏まえ、本資料では、いじめをきっかけとした欠席の日数が30日を経過した時

1 学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応

生活指導の充実 ○自己肯定感・自尊感情の育成 ○教職員と児童・生徒の信頼関係の構築 等



通じて、事例ごとに迅速に対応



力言による対応>

学校いじめ対策委員会+PTA会長・子供家庭支援センター職員等)による調査]
・全員面接・全員対象のアンケート等

加害児童・生徒への指導
警察への相談、懲戒・出席停止、子供のケア

適応指導教室、地域住民、
医療機関等との連携

緊急保護者会
の開催

事態解決

経過観察

り状況再確認、いじめの防止等取組の推進状況の検証

第することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定めている。また、「いじめの防止のための基本的な方針（文部科学省）」では、前掲の「相当点で、重大事態の発生と認めた場合の対応事例を示した。

組織的対応

アンケート、チェックリスト例

教育相談

SNS東京ルール

地域、関係機関との連携

法、条例、規則等

(2) いじめ防止の取組の推進における

学校、家庭、地域住民、関係機関等の役割



学校（全教職員）

ポイント1 軽微ないじめも見逃さない

＜教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知＞

ポイント4 子供た

＜自己指導

ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む

＜「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応＞

ポイント5 保護者

＜保護者と

学校いじめ対策委員会（全公立学校に設置）

※一部の学校にいる教育相談主任や不登校担当教員も学校いじめ対策委員会に入ることが望ましい。



管理職



教務主任



養護教諭

- 育成を目指す力の明確化
- 年間計画の作成、カリキュラム・マネジメント
- 定例会議の設定
- いじめの認知
- 記録の保管と引継ぎ
- 学校評価の実施、「学校いじめ防止基本方針」の改訂
- 学校サポートチーム会議の実施
- 情報収集・共有
- 対応方針の協議、決定



学年主任



スクールカウンセラー



生活指導主任

- 教育相談推進計画の作成、運営
- 児童・生徒の状況の把握
- 心のケア、カウンセリング
- 支援計画の作成、進行管理 等

教育相談・特別支援教育部会

- 生活指導推進計画の作成、運営
- 自己指導能力の育成に向けたカリキュラム・マネジメント
- 問題行動への対応・指導 等

生活指導部会

ポイント3 相談し

＜学校・家

ポイント6 社会総

＜地域、

いじめ防止の取組を推進するためには、学校、児童・生徒、家庭、地域住民、関係機関等が同じ目的を見据え、協働して、それぞれの役割を果たすことが大切です。

児童・生徒

自身がいじめについて考え行動できるようにする
能力、多様性等を認め合う態度の育成＞

理解と協力を得て、いじめの解決を図る
日常からの信頼関係に基づく取組の推進＞

やすい環境の中で、いじめから子供を守り通す
家庭・地域の連携による教育相談体制の充実＞

がかりでいじめに対峙する
関係機関等との日常からの連携＞

家庭

- 子供の状況の把握
- 子供の不安の解消に向けた支援
- 人とのかかわり方に関する指導
- 学校いじめ防止基本方針の理解
- 学校が講ずるいじめの防止等のための措置への協力 等

地域住民・関係機関

- 子供や家庭の状況の把握、働き掛け
- 子供の不安や悩みの受け止め、支援
- 被害の子供への支援
- 加害の子供の反省を促す指導

警察署

相談機関

地方法務局

児童相談所

医療機関

就労支援機関

子ども家庭支援センター

自治体福祉関係部署

NPO・民間支援機関

学校サポートチーム（全公立学校に設置）

問題行動等の未然防止、早期解決を図るために学校、家庭、地域住民、関係機関が一体となり、対応



スクールソーシャルワーカー



保護者代表



地域住民



児童相談所職員



警察職員

教育委員会等

- いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処に関する指導・助言
- 学校等だけでは抱えきれない事態への対応
- 法28条1項に規定する重大事態に係る報告

- 地域の状況に応じた施策の策定、実施



知事・区市町村長

いじめ防止の取組をより実効的なものにするために

ふれあい月間「学校シート」の活用

いじめ防止の取組をより実効的なものにするには、「PDCAサイクルによる評価・改善」が大変重要です。「学校シート」を活用して、全教職員で自校の課題や改善策を明確にし、「学校いじめ防止基本方針」の改訂・共通理解につなげましょう。

ふれあい月間「学校シート」活用のポイント

① PDCAサイクルによる評価・改善

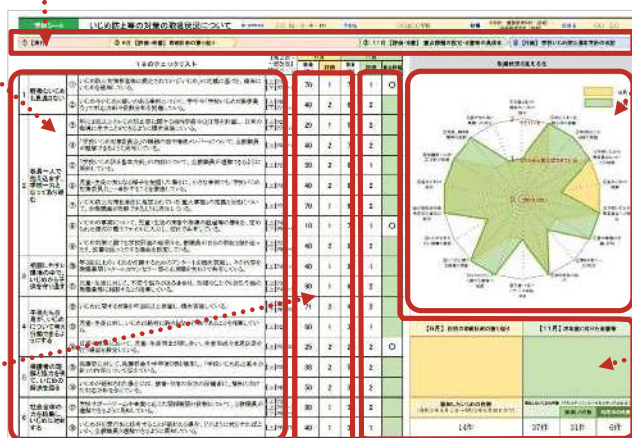
年間を通して実行する中で、6月と11月に2回、評価・改善を行います。自校の課題や改善策を明確にした上で、学校いじめ防止基本方針の改訂を行います。

② 18のチェックリスト

都内公立学校が必ず取り組むいじめ防止の取組を18の項目に整理しています。「いじめ総合対策【第3次】」の参照ページを見れば、より実効的な取組にするためのヒントを得ることができます。

③ 「教員シート」の集計結果

18の項目ごとに「できている」と回答した教員の割合が自動集計されます。自校のいじめ防止の取組状況を点検する上で参考にすることができます。



⑥ 保護者、地域、関係機関の理解促進・共通理解

「学校シート」を学校だよりやホームページに掲載したり、学校サポートチーム会議における意見交換のための資料にしたりすることで、保護者や地域、関係機関等の理解促進や効果的な連携の推進につながります。

④ 取組状況の見える化

6月、11月時点の学校の取組状況が自動的に見える化されます。取組が一層推進された項目や不十分な点が明確になり、自校の現状や課題を教職員等で把握・共有することができます。

⑤ 振り返りの機会の設定

6月と11月に「取組状況の見える化」と「いじめの認知状況」から、自校の取組を振り返ります。11月には、重点課題と改善策を明確にし、学校いじめ防止基本方針の改訂につなげます。

1 わらい

- 自校のいじめ防止等の対策の課題について考える。
- 自校の基本方針の改訂点を理解するとともに、その実現に向けた自身の具体的な取組について考える。

2 研修の流れ（15分間×2回）

※教職員のみならず、学校サポートチーム会議等で実施しても効果的です。

	活動	留意点
年度末	・ 自校の現状と在るべき姿を確認する ・ 自校のいじめ防止等の対策の課題について考える	○ 学校シート（現状）と学校いじめ防止基本方針（在るべき姿）を比較し、その差について、感じたことを話し合う。 ○ 自校のいじめ防止等の対策の課題について考える。裏面①の枠に、自身の考えを書き、話し合う。
年度当初	・ 学校いじめ防止基本方針の改訂点の内容とその意義を理解する ・ 改訂点の実現に向けた自身の取組を考える。	○ 学校いじめ対策委員会が、学校いじめ防止基本方針の改訂点等を説明する。 ○ 自校の共通重点目標を決定し、裏面③の枠に書く。 ○ 全教職員が、自校の基本方針の改訂点やその意義を保護者等に分かりやすく説明できることを目指す。 ○ いつ、どの場で、誰に対して、何を、どのように実行するか、自身の具体的な取組について考え、裏面④の枠に書く。

校内研修等の内容例

研修等で活用できる
ワークシート

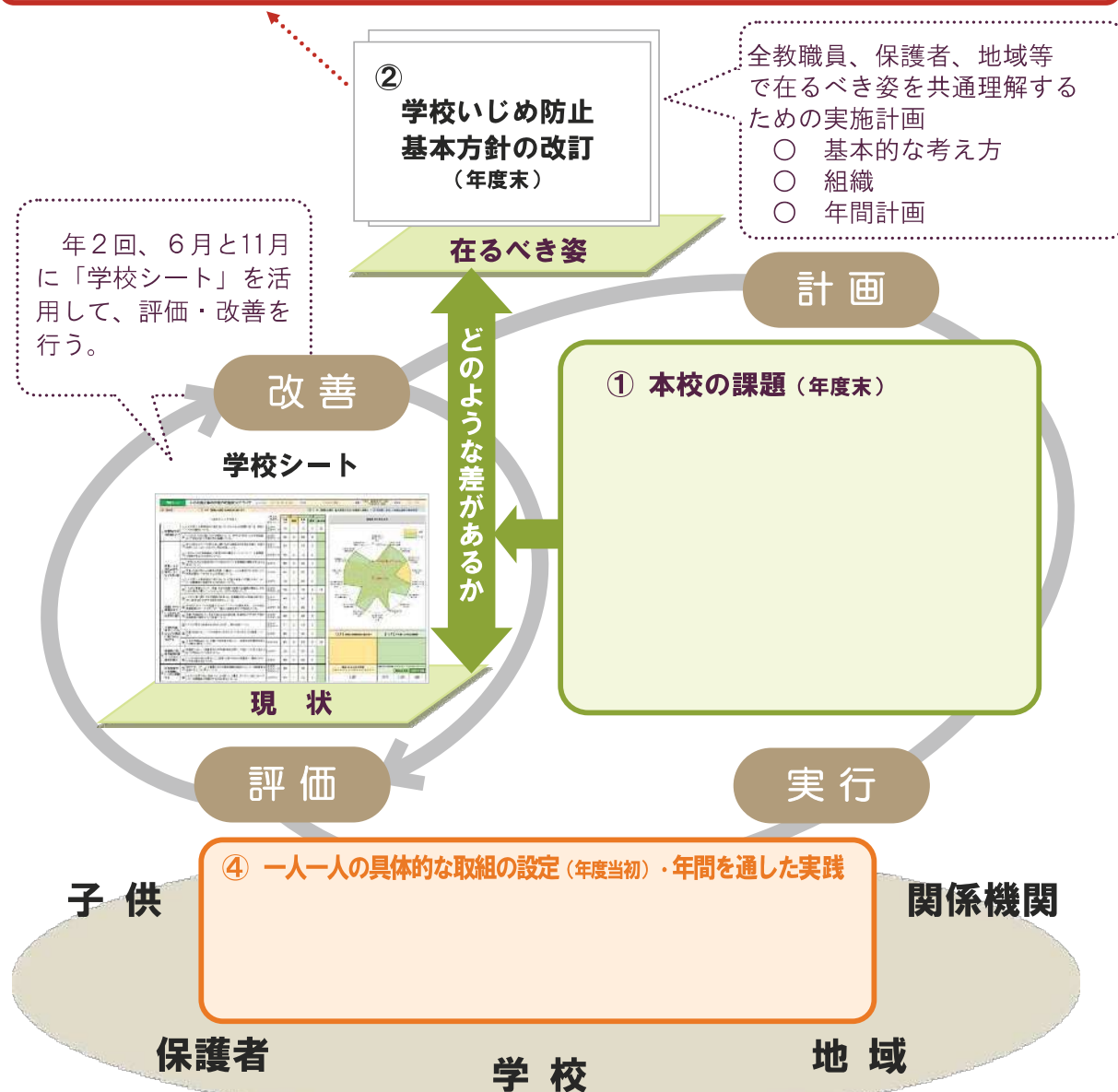
いじめ防止の取組をより実効的なものにする
ために、何ができるか、共に考えましょう。



課題と改善策の明確化 → 学校いじめ防止基本方針の改訂 → 共通理解

- * 学校いじめ防止基本方針を読めば、個々の教職員は自分が今、何をすべきかが分かる。
- * 学校いじめ防止基本方針を読めば、保護者や地域は、何を協力すればよいか分かる。
- * 学校いじめ防止基本方針を読めば、学校が児童・生徒をどのように育てようとしているかが分かる。

③本校の共通重点目標（年度当初）一人一人の教職員による改訂点の確認



(3) ふれあい月間学校シートを活用したPDCAサイクルによる評価・改善

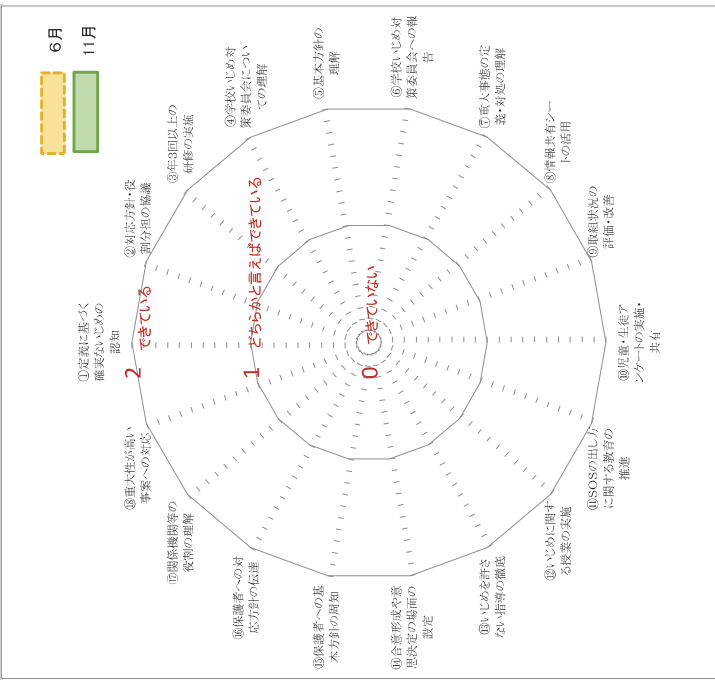
○ふれあい月間「教職員シート」

教員シート		いじめ防止等の対策の取組状況について		学校名	立○立○立○学校 (全日制・定時制・通信制)	職層	氏名	〇〇	〇〇	〇〇
①【実行】		② 6月【評価・改善】取組状況の振り返り		③ 11月【評価・改善】重点課題の設定・改善策の具体化		④【計画】学校いじめ防止基本方針の改訂				
1 軽微ないじめも見逃さない		18のチェックリスト ※ 校務上、回答できない項目については「★」を選択してください。		6月 評価		11月 評価		取組状況の見える化		
2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む		① いじめ防止対策推進法に規定されている「いじめ」の定義に基づき、確実にいじめを認識している。		【第3次】該当ページ 【上】P44 【下】P74～75				6月 11月		
3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す		② いじめやいじめの疑いのある事例について、学年や「学校いじめ対策委員会」と対応方針や役割分担を協議している。		【上】P61 【下】P76～79				① 定義に基づく確実ないじめの認知 2 できている ② 対応方針・役割分担の協議 ③ 年3回以上の研修の受講 ④ 学校いじめ対策委員会についての理解 ⑤ 基本方針の理解 ⑥ 学校いじめ対策委員会への報告 ⑦ 重大事態の定義・対処の理解 ⑧ 情報共有シーンの活用 ⑨ 取組状況の評価・改善 ⑩ 児童・生徒・アンケートの実施・共有		
4 子供たちが自身が、いじめについて考え行動できるようにする		③ 年に3回以上はいじめ防止等のための校内研修やOJT等を順次受け、日常の指導に生かしている。		【上】P34 【下】P74～100				⑪ いじめを許さない指導の徹底 ⑫ いじめに関する授業の実施 ⑬ SOSの出し方に関する教育の推進 ⑭ 取組状況の評価・改善 ⑮ 児童・生徒・アンケートの実施・共有		
5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る		④ 「学校いじめ対策委員会」の職務内容や構成メンバーについて理解している。		【上】P31～33				⑯ 児童・生徒・アンケートの実施・共有		
6 社会総がかりでいじめに反対する		⑤ 自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容について理解している。		【上】P30				⑰ 児童・生徒・アンケートの実施・共有		
		⑥ 児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、小さな事例でも「学校いじめ対策委員会」へ報告している。		【上】P51				⑱ 児童・生徒・アンケートの実施・共有		
		⑦ いじめ防止対策推進法に規定されている「重大事態」の定義と対処について理解している。		【上】P76				⑲ 児童・生徒・アンケートの実施・共有		
		⑧ いじめの事実について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報を、定められた様式の電子ファイルに入力し、校内で共有している。		【上】P51 【下】P88～89				⑳ 児童・生徒・アンケートの実施・共有		
		⑨ いじめ対策に関する学校評価の結果を受け、自身の取組を振り返ったり、改善を図ったりしている。		【上】P34 【下】P90～91				㉑ 児童・生徒・アンケートの実施・共有		
		⑩ 年3回以上はいじめを把握するためのアンケートを順次実施し、その内容を教職員間（スクールカウンセラー等の心理職を含む）で共有している。		【上】P52～53				㉒ 児童・生徒・アンケートの実施・共有		
		⑪ 児童・生徒に対して、不安や悩みがある場合は、些細なことでも身近にいる信頼できる大人に相談するよう指導している。		【上】P36 P52～55				㉓ 児童・生徒・アンケートの実施・共有		
		⑫ いじめに関する授業を年3回以上計画し、順次実施している。		【上】P35 【下】P8～69				㉔ 児童・生徒・アンケートの実施・共有		
		⑬ 児童・生徒に対し、いじめは絶対に許されない行為であることを指導している。		【上】P35				㉕ 児童・生徒・アンケートの実施・共有		
		⑭ 日常の授業において、児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定している。		【上】P27、37				㉖ 児童・生徒・アンケートの実施・共有		
		⑮ 保護者に対して、保護者会や学年便り等を活用し、「学校いじめ防止基本方針」の内容について伝えている。		【上】P40				㉗ 児童・生徒・アンケートの実施・共有		
		⑯ いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に、解決に向けた対応方針を伝えている。		【上】P67				㉘ 児童・生徒・アンケートの実施・共有		
		⑰ 学校サポートチームや事案に応じた関係機関の役割について理解している。		【上】P41 P56～57 【下】P84～85				㉙ 児童・生徒・アンケートの実施・共有		
		⑱ いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合、どのように対応すればよいか理解している。		【上】P68、81				㉚ 児童・生徒・アンケートの実施・共有		
								【6月】自身のいじめ防止等の対策 取組状況の振り返り ○成果 ●課題		
								【11月】上記の課題解決に向けて、自身で取り組む具体的な改善策		

1 学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応

○ふれあい月間「学校シート」

学校シート		いじめ防止等の対策の取組状況について		〇〇立〇〇学校 (全日制・定時制・通信制)		校種		校長名		〇〇 〇〇	
①【実行】		② 6月【評価・改善】取組状況の振り返り		③ 11月【評価・改善】重点課題の設定・改善策の具体化		④【計画】学校いじめ防止基本方針の改訂					
		18のチェックリスト		【第3次】 該当ページ		6月		11月		取組状況の見える化	
						教員 (%)		評価			
1	軽微ないじめ も見逃さない	①	いじめ防止対策推進法に規定されている「いじめ」の定義に基づき、確実にいじめを認知している。	【上】P44～47 【下】P74～75	0	0				① 定義に基づく 確実ないじめの 認知	6月 11月
		②	いじめやいじめの疑いのある事例について、学年や「学校いじめ対策委員会」で対応方針や役割分担を協議している。	【上】P61 【下】P76～79	0	0				② 重大性が強い 事案への対応	
2	教員一人で 抱え込まず、 学校一丸と なって取り組 む	③	年に3回以上のいじめ防止等に関する校内研修やOJT等を計画し、日常の指導に生かすことができるように順次実施している。	【上】P34 【下】P74～100	0	0				③ 関係機関等の 役割の理解	
		④	「学校いじめ対策委員会」の職務内容や構成メンバーについて、全教職員が理解している。	【上】P31～33	0	0				④ 対応方針・役 割分担の協議	
3	相談しやすい 環境の中で、 いじめから子 供を守り通す	⑤	「学校いじめ防止基本方針」の内容について、全教職員が理解している。	【上】P31～33	0	0				⑤ 保護者への対 応方針の伝達	
		⑥	児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、小さな事例でも「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底している。	【上】P51	0	0				⑥ 保護者への基 本方針の周知	
4	子供たち自 身が、いじめ について考え 行動できるよ うにする	⑦	いじめ防止対策推進法に規定されている「重大事態」の定義と対応について、全教職員が理解している。	【上】P76、85	0	0				⑦ 合意形成や意 思決定の場面の 設定	
		⑧	いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報を、定められた様式の電子ファイルに入力し、校内で共有している。	【上】P51 【下】P88～89	0	0				⑧ いじめを許さ ない指導の徹底	
5	保護者の理 解と協力を得 て、いじめの 解決を図る	⑨	いじめ対策に関する学校評価の結果から、教職員が自らの取組を振り返り、改善を図ったりする機会を設定している。	【上】P34 P90～91	0	0				⑨ いじめに関す る授業の実施	
		⑩	年3回以上のいじめを把握するためのアンケートを順次実施し、その内容を教職員間(スクールカウンセラー等の心理職を含む)で共有している。	【上】P52～53	0	0				⑩ SOSの出し 方に関する教育の 推進	
6	社会総がかり でいじめに 対峙する	⑪	児童・生徒に対して、不安や悩みがある場合は、些細なことでも身近にいる信頼できる大人に相談するよう、計画的に指導している。	【上】P54 P57、66	0	0				⑪ 児童・生徒ア ンケートの実施・ 共有	
		⑫	いじめに関する授業を年3回以上計画し、順次実施している。	【上】P35 【下】P8～69	0	0				⑫ SOSの出し 方に関する教育の 推進	
		⑬	児童・生徒に対し、いじめは絶対に許されない行為であることを指導するよう徹底している。	【上】P35	0	0				⑬ いじめに関す る授業の実施	
		⑭	日常の授業において、児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定するよう徹底している。	【上】P27～29	0	0				⑭ いじめに関す る授業の実施	
		⑮	全教職員が、保護者等に対して、「学校いじめ防止基本方針」の概要を説明することができるようにしている。	【上】P40	0	0				⑮ いじめに関す る授業の実施	
		⑯	いじめが認知された場合、被害・加害の双方の保護者に、解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	【上】P67	0	0				⑯ いじめに関す る授業の実施	
		⑰	学校サポートチームや事案に応じた関係機関の役割について、全教職員が理解している。	【上】P41 【下】P84～85	0	0				⑰ いじめに関す る授業の実施	
		⑱	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合、どのように対応すればよいか、全教職員が理解している。	【上】P68、81	0	0				⑱ いじめに関す る授業の実施	
										【11月】次年度に向けた改善策	
										【6月】自校の取組状況の振り返り	
										認知したいじめの件数 (令和6年4月1日から令和6年6月30日まで)	
										認知したいじめの件数 (令和6年4月1日から令和6年6月30日まで)	
										発生した件数 対応中の件数	
										0件	



組織的対応

アンケート、チェックリスト例

教育相談

SNS東京ルール

地域、関係機関との連携

法、条例、規則等

(1)教職員向けチェックリスト例

組織的対応

アンケート、チェックリスト例

教育相談

SNS東京ルール

地域、関係機関との連携

法、条例、規則等

1 体に現れるサイン

- ☐ 発熱が続く
- ☐ 吐き気、おう吐、下痢等が多く見られる
- ☐ 体の痛み（頭痛、腹痛等）をよく訴える
- ☐ 急に視力、聴力が低下する
- ☐ めまいがする、体がだるい等の不定愁訴を訴える
- ☐ 咳をしていることが多い
- ☐ 眠気が強く、すぐに寝てしまうことが多い（いつも眠そうにしている）
- ☐ 以前に比べて、体調を崩す（風邪をひく等）ことが多い
- ☐ 尿や便のお漏らしが目立つ
- ☐ 最近、極端に痩せてきた、又は太ってきた
- ☐ 目をパチパチさせる、首を振る、肩をすくめる、
- ☐ 口をモグモグする、おかしい声を出す
- ☐ 理由のはっきりしない傷やあざができていることがある

2 行動や態度等に現れるサイン

【行動】

- ☐ 登校を渋ったり、遅刻や欠席したりすることが目立ってきた
- ☐ 保健室や相談室を頻繁に利用している
- ☐ 職員室や保健室の前でうろうろしたり、トイレ等に閉じこもったりしている
- ☐ 部活動を以前に比べて休むことが多くなり、理由を聞いても答えない
- ☐ 家に帰りたがる
- ☐ ほとんど毎日、朝食を食べていない
- ☐ 給食時、極端に小食または過食気味である
- ☐ 自傷行為が見られる、または疑われる
- ☐ 喫煙や飲酒が疑われる様子が見られる
- ☐ 手を洗うことが多い、型にはまった行動が見られる
- ☐ 落ち着きのなさや、活気のなさが見られる
- ☐ 教員が理解しにくい不自然な行動（ボーっとしている、急に大きな声を出す等）が見られる
- ☐ 急に服装や髪型が派手になったり、挑発的な態度をとったりしている
- ☐ 忘れ物が急に多くなる、授業に必要なものを用意していない
- ☐ 机上や机の周りが散乱している
- ☐ 特定の教科や学習の遅れ、学習への拒否が見られる
- ☐ 急に成績が下がった
- ☐ 一人でいたり、泣いていたりする
- ☐ 休み時間に校庭に行きたがらない

【表情や態度】

- ☐ 顔の表情が乏しい
- ☐ 笑顔がなく、落ち込んでいる
- ☐ ブツブツ独り言を言う
- ☐ 死を話題にする
- ☐ 周りの様子を気にし、おどおどした態度やぼんやりとした態度が目立つ
- ☐ 落ち着きがなく、集中して学習に取り組めていない
- ☐ 視線をそらし、合わそうとしない
- ☐ ふさぎこんで元気がない
- ☐ 感情の起伏が激しい

3 人間関係に現れるサイン

【授業中】

- ☐ ほとんど誰とも喋らない、関係をもたない
- ☐ 他の子供から言葉掛けをされない
- ☐ ささいなことでイライラしたり、急にかつとなつて暴力的な態度を取ったりする
- ☐ 明るく振る舞っているときと急にふさぎ込んでいるときが極端に見られる
- ☐ 授業中や休み時間に、友達とのトラブルが絶えない、又は孤立している
- ☐ 笑われたり冷やかされたりする
- ☐ 友達から不快に思う呼び方をされる
- ☐ グループ作業の仲間に入っていない
- ☐ 特定のグループと常に行動している

【休み時間】

- ☐ よくけんかをする
- ☐ 他学年の子供ばかりと遊ぶ
- ☐ 弱い者いじめをする
- ☐ 付き合う友達が急に変わった
- ☐ 使い走りさせられている
- ☐ 遊びの中で、いつも鬼ごっこや、サッカーのキーパーなど、特定の役割をさせられている

【登下校時】

- ☐ 登下校時に、一人だけである、または友達に避けられている
- ☐ （登下校時に、）友達の荷物を持たされたり走らされたりしている

【給食時】

- ☐ 特定の子供の配膳が不自然（山盛り、配り忘れ）である
- ☐ 授業中や給食時などに、特定の子供だけ非難されたりからかわれたりしている

【その他】

- ☐ 恋愛関係や性に関する悩み（トラブル）が見られる
- ☐ 清掃時に、誰もやりたがらない分担をやっている

【教師との関係】

- ☐ 教職員と目線を合わせない
- ☐ 教職員との会話を避ける
- ☐ 教職員と関わらず、避ける
- ☐ 教師から友達のことを聞かれるのを嫌がる
- ☐ 日常のあいさつ時や呼名時に、返事をしなかったり元気がないことが増えたりしている
- ☐ ささいなことで急に泣き出したり、担任にまわりつこうとしたりする

「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」（平成21年3月 文部科学省）を基に作成

年 組

〇月から今日までのことで、当てはまる方に〇を付けてください。
(学校でのことや、学校以外でのことなど、全ての時間を含みます。)

いじめの発見と自殺予防
の視点を合わせたアンケー
トになっている。

1 自分のことについて（1回でもあったら「ある」「あった」に〇を付けてください。）

	気になること、心配なこと、悩みごとなどについて	ある	ない
1	学校のことや友達のこと、気になることや悩んでいることがある。		
2	家族や家庭のこと、気になることや悩んでいることがある。		
3	その他のこと、気になることや悩んでいることがある。		
4	学校に行きたくないと思うことがある。		
5	生きているのがつらいと思うことがある。		

	いじめに関することについて	あった	なかった
1	冷やかされたり、からかわれたり、悪口やいやなことを言われたりする。		
2	仲間外れにされたり、無視されたりする。		
3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。		
4	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。		
5	お金をたかられたり、おごらされたりする。		
6	お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。		
7	いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。		
8	メール、ネット、SNSなどで、嫌なことを書かれる。		
9	服を脱がされたり、恥ずかしいことをさせられたりする。		
10	その他の嫌なことをされる。		

2 周りの人のことについて（1回でもあったら「いる」に〇を付けてください。）

	気になること、心配なこと、悩みごとなどについて	いる	いない
1	学校のことや友達のこと、気になることや悩んでいる人がいる。		
2	家族や家庭のこと、気になることや悩んでいる人がいる。		
3	その他のこと、気になることや悩んでいる人がいる。		
4	学校に行きたくないと言っている人がいる。		
5	生きているのがつらいと言っている人がいる。		

これは無記名式の例である。どのような形式がよいか、学校、学年等の実態を踏まえ、「学校いじめ対策委員会」が十分に協議して決定する。

	いじめに関することについて	いる	いない
1	冷やかされたり、からかわれたり、悪口やいやなことを言われている人がいる。		
2	仲間外れにされたり、無視されている人がいる。		
3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする人がいる。		
4	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする人がいる。		
5	お金をたかられたり、おごらされたりしている人がいる。		
6	お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする人がいる。		
7	いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする人がいる。		
8	メール、ネット、SNSなどで、嫌なことを書かれる人がいる。		
9	服を脱がされたり、恥ずかしいことをされたりする人がいる。		
10	その他の嫌なことをされる人がいる。		

「自分のことについて」と項目を合わせることで、結果について比較、突合して確認することができる。

3 気になることや心配なことを3行以上書いてください。 (書くことがない人は、どうしたらいじめがなくなるのかを書いてください。)

自由記述は、子供が記載する時間差を生み、「あの子は何か書いている。」と悟られることにつながる。時間差をなくすため、全員が何かを書くようにする。

4 相談したいことがある場合は、ここに出席番号を書いてください。

点線で谷折りにして提出してください。

(3)生活意識調査例

◆参考資料：「生徒指導上の諸課題に対する実効的な学校の指導体制の構築に関する総合的調査研究（令和２・３年度調査）」最終報告書（令和６年３月 国立教育政策研究所）

学校生活に関するアンケート

問１ あなたは、次のア～ケのそれぞれについて、どのくらい当てはまると思いますか。「当てはまる」から「当てはまらない」までの四項目の中から、一番近いと思う数字に、一つずつ○を付けてください。

		当てはまらない	あまり当てはまらない	まあ当てはまる	当てはまる
ア	私は、この学校が好きである。	1	2	3	4
イ	私は、この学校にいと安心して過ごすことができる。	1	2	3	4
ウ	私は、クラスの中で与えられた役割（例、係活動など）は、他人まかせにせず、責任感をもって行っている。	1	2	3	4
エ	私は、学校の中で与えられた役割（例、生徒会や委員会活動など）は、他人まかせにせず、責任感をもって行っている。	1	2	3	4
オ	私は、クラスの人個性の違いを認め、その人のよさを大切にしている。	1	2	3	4
カ	私は、クラスの人のことを、気にかけている。	1	2	3	4
キ	私は、クラスの人と一緒にいるとき、相手の気持ちを考えて行動している。	1	2	3	4
ク	私は、自分がされていやなことは、クラスの人にしないようにしている。	1	2	3	4
ケ	私は、クラスの人が困っているとき、相手を助けている。	1	2	3	4

問２ あなたは、夏休みが終わってから、次のア～ウのそれぞれについて、どのくらい当てはまると思いますか。「よくあった」から「まったくなかった」までの四項目の中から、一番近いと思う数字に、一つずつ○を付けてください。

		まったくなかった	あまりなかった	少しあった	よくあった
ア	自分（自分たち）のしたこと、他の人に喜んでもらえた。	1	2	3	4
イ	自分（自分たち）のしたこと、他の人から感謝された。	1	2	3	4
ウ	自分（自分たち）のしたこと、他の人の役に立った。	1	2	3	4

問3 あなたは、次のア～ケのそれぞれについて、どのくらい当てはまると思いますか。「当てはまる」から「当てはまらない」までの四項目の中から、一番近いと思う数字に、一つずつ○を付けてください。

		当てはまらない	あまり当てはまらない	まあ当てはまる	当てはまる
ア	この学校の先生は、私のことを気にかけてくれる。	1	2	3	4
イ	この学校の先生は、私の話をよく聞いてくれる。	1	2	3	4
ウ	この学校の先生は、私が何か言いたいことがあるときに、相談にのってくれる。	1	2	3	4
エ	この学校の先生の授業は、分かりやすく、おもしろい。	1	2	3	4
オ	この学校の先生の授業は、学習への興味や意欲を引き起こしてくれる。	1	2	3	4
カ	この学校の先生は、校則や学校・クラスのきまりを守らない人に対して、きちんと注意、指導してくれる。	1	2	3	4
キ	この学校の先生は、冷やかしやからかい、悪口、無視があったときに、きちんと注意、指導してくれる。	1	2	3	4
ク	この学校の先生は、暴力があったときに、きちんと注意、指導してくれる。	1	2	3	4
ケ	この学校の先生は、いじめがあったときに、きちんと注意、指導し、適切に対応してくれる。	1	2	3	4

問4 あなたのクラスは、次のア～カのそれぞれについて、どのくらい当てはまると思いますか。「当てはまる」から「当てはまらない」までの四項目の中から、一番近いと思う数字に、一つずつ○を付けてください。

		当てはまらない	あまり当てはまらない	まあ当てはまる	当てはまる
ア	私のクラスは、居心地がよい。	1	2	3	4
イ	私のクラスは、ルールや規則が守られている。	1	2	3	4
ウ	私のクラスは、お互いのことを大切にしている。	1	2	3	4
エ	私のクラスは、お互いに、協力でき、まとまりがある。	1	2	3	4
オ	私のクラスは、お互いに、よく勉強を教え合ったりしている。	1	2	3	4
カ	私のクラスは、勉強に集中できる環境である。	1	2	3	4

(3)生活意識調査例

組織的対応

アンケート、チェックリスト例

教育相談

SNS東京ルール

地域、関係機関との連携

法、条例、規則等

問5 あなたは、次のア～スのそれぞれについて、どのくらい当てはまると思いますか。「当てはまる」から「当てはまらない」までの四項目の中から、一番近いと思う数字に、一つずつ○を付けてください。

		当てはまらない	あまり当てはまらない	まあ当てはまる	当てはまる
ア	私は、クラスの中で、いらいらすることがよくある。	1	2	3	4
イ	私は、クラスの中で、いやな気持ちになることがよくある。	1	2	3	4
ウ	私は、クラスの中で、頭にくる（カッとなる）ことがよくある。	1	2	3	4
エ	私は、クラスの中で、クラスの人に攻撃的な気持ちになることがよくある。	1	2	3	4
オ	私は、クラスの中にいるとストレスがたまる。	1	2	3	4
カ	私は、学校にいたるとつかれる。	1	2	3	4
キ	私は、学校を休みたいと思うことがよくある。	1	2	3	4
ク	私は、家の中で、いらいらすることがよくある。	1	2	3	4
ケ	私は、家の中で、いやな気持ちになることがよくある。	1	2	3	4
コ	私は、家の中で、頭にくる（カッとなる）ことがよくある。	1	2	3	4
サ	私は、家の中で、家の人に攻撃的な気持ちになることがよくある。	1	2	3	4
シ	私は、家の中にいるとストレスがたまる。	1	2	3	4
ス	私は、家にいたるとつかれる。	1	2	3	4

問6 あなたは、次のア～スのそれぞれについて、どのくらい当てはまると思いますか。「当てはまる」から「当てはまらない」までの四項目の中から、一番近いと思う数字に、一つずつ○を付けてください。

		当てはまらない	あまり当てはまらない	まあ当てはまる	当てはまる
ア	私は、勉強や進路のことで不安を感じている。	1	2	3	4
イ	私は、学校行事（運動会や文化祭、合唱コンクール、修学旅行等）のことで不安を感じている。	1	2	3	4
ウ	私は、部活動のことで不安を感じている。	1	2	3	4
エ	私は、将来や進路のことで不安を感じている。	1	2	3	4
オ	私は、友だちとの付き合い方で不安を感じている。	1	2	3	4
カ	私は、先生との関係で不安を感じている。	1	2	3	4
キ	私は、新型コロナウイルスの感染について不安を感じている。	1	2	3	4
ク	私は、自分の健康（新型コロナウイルス以外）について不安を感じている。	1	2	3	4
ケ	私は、家族の新型コロナウイルスの感染について不安を感じている。	1	2	3	4
コ	私は、家族の健康（新型コロナウイルス以外）について不安を感じている。	1	2	3	4
サ	私は、家族との関係で不安を感じている。	1	2	3	4
シ	私は、家庭の経済状況（金銭面）について不安を感じている。	1	2	3	4
ス	私は、上記以外のことについて不安を感じている。	1	2	3	4

問7 あなたは、夏休みが終わってから、次のようなことを学校の友達のだれかからどのくらいされましたか。次のア～クのそれぞれについて、五項目の中から、一番近いと思う数字に、一つずつ○を付けてください。

		全然 されなかった	今までに 1～2回 くらい	1か月に 2～3回 くらい	1週間に 1回くらい	1週間に 何度も
ア	仲間はずれにされたり、無視されたり、影で悪口を言われたりした。	1	2	3	4	5
イ	からかわれたり、冷やかされたり、悪口やおどし文句、いやなことを言われたりした。	1	2	3	4	5
ウ	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして、たたかれたり、けられたりした。	1	2	3	4	5
エ	ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした。	1	2	3	4	5
オ	お金や物をとりあげられたり、物を買わされたりした。	1	2	3	4	5
カ	物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした。	1	2	3	4	5
キ	いやなことや恥ずかしいこと、危険なことを、されたり、させられたりした。	1	2	3	4	5
ク	パソコンやスマートフォン、携帯電話などで、いやなことをされた。	1	2	3	4	5

問8 あなたは、夏休みが終わってから、次のようなことを学校の友達のだれかに対して、どのくらいしましたか。次のア～クのそれぞれについて、五項目の中から、一番近いと思う数字に、一つずつ○を付けてください。

		全然 されなかった	今までに 1～2回 くらい	1か月に 2～3回 くらい	1週間に 1回くらい	1週間に 何度も
ア	仲間はずれにしたり、無視したり、影で悪口を言ったりした。	1	2	3	4	5
イ	からかったり、冷やかしたり、悪口やおどし文句、いやなことを言ったりした。	1	2	3	4	5
ウ	軽くぶつかったり、遊ぶふりをして、たたいたり、けったりした。	1	2	3	4	5
エ	ひどくぶつかったり、たたいたり、けったりした。	1	2	3	4	5
オ	お金や物をとりあげたり、物を買わせたりした。	1	2	3	4	5
カ	物を隠したり、盗んだり、壊したり、捨てたりした。	1	2	3	4	5
キ	いやなことや恥ずかしいこと、危険なことを、(友達に対して)したり、させられたりした。	1	2	3	4	5
ク	パソコンやスマートフォン、携帯電話などで、いやなことをした。	1	2	3	4	5

これで終わりです。ありがとうございました。

SOSの出し方に関する教育の推進について

1 SOSの出し方に関する教育の目的と位置付け

目的

「SOSの出し方に関する教育」とは、「子供が、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした教育です。

位置付け

平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱には、「自殺対策に資する教育」として次の三つが示されており、「SOSの出し方に関する教育」はその一つです。

自殺対策に資する教育

命の大切さを
実感できる教育

様々な困難・ストレスへの対処
方法を身に付けるための教育
(SOSの出し方に関する教育)

心の健康の保持
に係る教育

2 SOSの出し方に関する教育の教材等

- ・学級活動（ホームルーム活動）、保健体育（保健分野）等の学習と関連させ、各学校でいずれかの学年において年間1単位時間以上実施
- ・発達の段階に応じて活用できるよう「初等編」「中等編」「高等編」の3編で構成

児童・生徒 教職員向け

「自分を大切にしよう」

身近にいる信頼できる大人に相談しよう



【DVDの特徴】

- ねらい
身近にいる信頼できる大人に相談する力を高める
- 視聴時間は、20分間程度
- 学習指導案やワークシート等を収録
- 保健師等の専門家と連携した授業でも活用可能
- 平成30年2月作成

児童・生徒向け

NEW

「心のSOSに気づこう」

自分の不安や悩みに早期に気づきSOSを出す力を一層高めよう



【動画の特徴】

- ねらい
自分の不安や悩みに早期に気づき、SOSを出す力を高める
- 視聴時間は、6～8分間程度
- 各編とも、身近な事例について考える場面を設定
- 高等編では、精神疾患に関する内容を収録
- 令和6年3月作成

- ・校内研修などで、計画的に使用するとともに、日常の取組を振り返る資料として活用
- ・子供の心のSOSに気付く、受け止めるポイントを確認できるよう、「Ⅰ気付く」「Ⅱ支える」の2編で構成

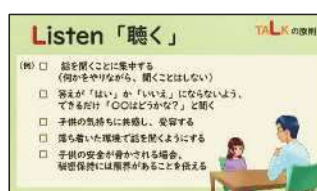
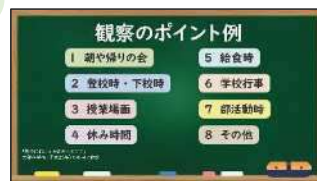
教職員向け

「SOSの出し方に関する教育」

子供のSOSを受け止め支援する力を向上させよう

【動画の特徴】

- ねらい
教職員が子供のSOSを受け止め支援する力を向上させる
- 視聴時間は、各編6分間程度
- 「Ⅰ 気付く」では、授業場面や休み時間、学校行事など、学校生活の中だからこそ、気が付ける子供の心のSOSについて、場面ごとの観察ポイントを例示
- 「Ⅱ 支える」では、実際に、子供の心のSOSを受け止める際のポイントとして、「TALKの原則」について紹介
- 令和6年3月作成



令和6年4月 東京都教育委員会

「子供のSOSを受け止め、支援する力」の向上のために

子供が安心して相談できるようにするためには、日常から、一人一人の教職員が「子供のSOSを受け止め、支援する力」を高める必要があります。

以下に、校内研修等の内容例を示します。

校内研修等の内容例

1 ねらい

- 「SOSの出し方に関する教育」の目的を理解する。
- 児童・生徒から相談を受けたときの受け止め方について考えを深め、日常の教育活動の中で実践できるようにする。

2 研修の流れ（15 分間）

活動	留意点
①「SOSの出し方に関する教育」のねらいを理解する。	○本書114ページを活用し、「SOSの出し方に関する教育」のねらいを確認する。 ○子供にとって、SOSを出しにくい実情があること、子供が安心して相談できるようにするためには、子供の不安や悩みに対して、全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制が大切であることを押さえる。
②子供から相談を受ける場面を想起し、受け止め方について考える。	○子供から相談を受ける場面を提示する。（例：下巻103ページ） （場面例 生徒Aは、バレーボール部に所属し、積極的に活動していたが、同じチームの生徒Bたちのミスを厳しく指摘することが多く、次第に仲間から疎まれ、無視されるようになった。 【課題】生徒Aがあなた（教員）に相談してきたら、どのような言葉掛けをしますか。 （生徒Aを取り巻く状況の詳細を知らないとします。） ○どのような言葉掛けをするか個人で考える。 ○二人一組で子供役と先生役になり、相談する場面をロールプレイする。相談を受けた先生役は、受け止める言葉掛けをする。 ○役を入れ替え、同じようにロールプレイする。 ○子供役は先生役から掛けられた言葉を聞いてどう感じたか、互いに伝え合う。
③子供のSOSを受け止め、支援するために大切なことについて共通理解する。	○次のページに示した「SOSを受け止めるときの言葉例」を参考にし、効果的な言葉掛けを確認する。 ○子供が安心して相談できるようにするために大切なことは何かを考え、共有する。 例）・最後まで丁寧に話をよく聞くこと ・カウンセリングの視点に立った日常からの関わり ・必ず力になることを伝え、悩みの解消に向けて組織で支援すること

【参考】相談する時、受け止める時等の言葉の例

子供は相談したいと思っても、言い出せないでいることがあります。また、相談を受けた友達や教職員も、どのように思いを受け止めたらいいか迷うことがあります。本資料では、医療、福祉、心理等の視点から、SOSを出したり、受け止めたりする際に参考となる具体的な言葉例を掲載しています。

【相談する時】

言い出しにくい時の言葉の例	悩み事などを打ち明ける時の言葉の例
・あの…、ちょっとよろしいですか。 ・あの…、少し話をしてもいいでしょうか。 ・あの…、少し話（相談）したいことがあるのですが。 ・あの…、少しだけ話を聞いてもらってもいいですか。 ・あの…、今、お忙しいですか。少し時間はありますか。 ・あの…、ちょっと、今、少しだけ時間をもらってもいいですか。 ・あの…、相談したいことがあるのですが、後で、少し時間をつくってもらってもいいですか。 ・あの…、今度、少し時間をつくってもらえるとうれしいのですが。	・本当は、もっと早く相談したかったのですが。 ・自分が、今、どうすればいいかわからなくて。 ・ちょっと話しぶらいことなのですが。 ・驚かないで聞いてもらえますか。 ・もしかしたら、びっくりするかもしれませんが。 ・まだ、誰にも話してないのですが。 ・うまく話せるかどうか自信がないのですが。 ・何から話せばいいのか、わかりませんが。 ・実は…。

【受け止める時】

気に掛かる様子が見られた時の言葉の例		
・どうしましたか？ ・どうしたの？ 何か辛そうだけど。 ・なんか元気ないけど大丈夫？ ・何か悩んでいる？ よかったら話して。 ・何か力になれることはない？ ・何か悩み事があるんじゃない？ ・もしよかったら、心配なことを話してくれませんか？		
相手の思いを受け止める時の言葉の例	言ってはいけない言葉の例	
・辛かったですね。 ・大変でしたね。 ・よく耐えてきましたね。 ・今までよく頑張ってきましたね。 ・よく話してくれましたね。 ・あなたのことが心配です。 ・力になりたいです。 ・私にできることはありますか？	・頑張れ。 ・命を粗末にするな。 ・逃げてはダメだ。 ・そのうちどうにかなるよ。 ・ご両親や友達が悲しむよ。 ・そんなこと考えちゃダメ。	

SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料「自分を大切にしよう」（平成30年2月 東京都教育委員会）



「考えよう!いじめ・SNS@Tokyo」は子供がいじめやSNSの使い方について考えることができるようにするための教材です。東京都教育委員会ホームページに掲載されています。

■ ねらい

子供がいじめ等を受けたときや、見たり聞いたりしたときなどにどのように対処すればよいのかを考えるとともに、相談することの大切さについて理解できるようにする。

■ 活用方法

(1) 授業における活用

- ア 教室でストーリーを読ませる。(タブレット等で個別に読ませる。教室で一斉に見る)
- イ 自分を見つめ直す。
 - ・「主人公へのアドバイスを考えよう」というテーマで話し合う。
 - ・ワークシートに、感じたことを自らの経験と結び付けて記入する。 など
- ウ 他の情報モラル教材を活用し、考えを広げたり、深めたりする。
- エ 発表して共有する。

(2) 授業外における活用

- ア 集会などにおいて、「もしも悩んでいるなら、あの時紹介したストーリーをもう一度見てごらん。」と声掛けをする。
- イ 長期休業日前において、「親の許可を得てアプリを入れておこう。ストーリーはいつか役に立つよ。」と声掛けをする。

■ 漫画形式の教材の内容

子供が大人にいじめを相談することや、SNSのトラブルについて考える8のストーリーが掲載されています。

グループから
外されそうになって…。



SNS上で仲間外れにされている女子生徒の話

これ以上いじめたく
なくて…。



集団暴力に加担しているが、エスカレートしていくことに不安を感じている男子生徒の話

無視されたり悪口を
言われたりし続けて…。



知らぬ間にいじめの対象になって女子生徒の話

いじめられている友人が
かわいそうで…。



いじめられている友人を助きたい男子生徒の話

匿名(とくめい)で
つぶやいていたら…。



匿名での投稿の悪口がクラスの友達にばれていづらくなった男子の話

ゲームや動画って
楽しいけれど…。



ゲームや動画に夢中になって課金をしてしまった姉妹の話

写真を送ったら、
思わぬ形で…。



SNSで知り合った男性に送った写真を、知らないアカウントにアップされていた女子生徒の話

SNSのやりとり、
普通だと思っていたら…。



知らない不特性多数の人とSNSのやりとりをする危険性を指摘された男子生徒の話

■ アプリ教材の内容

子供が困ったときに対処する方法や、いじめなどについて考えるスマートフォン向けアプリを掲載しています。



いじめや、SNSについて9つのストーリーを通して考えるアプリです。



簡単なストレスチェックができるアプリです。東京都いじめ相談ホットラインに電話をかけることができます。

(3) 相談窓口紹介カード

組織的対応

アンケート、チェックリスト例

教養

話してみよう あなたの心配

何でも相談できるんだって

電話してみようかな

東京都教育相談センター
https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp/

R6.7 リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

R6年度版

「考えよう! いじめ・SNS@Tokyo」を活用しよう!

いじめ防止とSNSの適切な利用に役立つ情報サイトとスマートフォン向けアプリ

学校問題解決サポートセンター
公立学校の保護者を対象に、学校との間で生じた問題について、一緒に考え、解決に向けた助言を行います。

保護者対象 03-3360-4195 (9:00～17:00 土日祝日、年末年始を除く)

警視庁 ヤング・テレホン・コーナー (24時間受付) 03-3580-4970
東京都児童相談センター 4152(よいこに) 電話相談 03-3366-4152
(平日 9:00～21:00 土・日・祝日 9:00～17:00 年末年始を除く)

いじめ、学校生活、家族・友人関係などの相談

対象者：都内在住又は在籍の幼児から高校生相当年齢までの方、その保護者・親族及び教職員

教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン

都内からおかけください。

0120-53-8288

全国統一の「24時間子供SOSダイヤル」

0120-0-78310

みんなでいっしょに! 「いじめゼロ」宣言!
いじめをなくそう!

いじめはぜったいにゆるされません!
いじめのことでなやんだら、だれでも、いつでも、どこでも相談してください。かならず力になります。

相談ほっと LINE@ 東京

話してみよう 子供専用 毎日15時から23時まで (受付は22時30分まで)

対象者：都内在住又は在籍の小学生・中学生及び高校生相当年齢の子供本人

き〜Q たのるん あめっち むかブン

(4) 児童・生徒、家庭への相談窓口の案内

SNS東京ルール

地域、関係機関との連携

法、条例、規則等

児童・生徒のみなさんへ 不安や悩みがあるときは… 一人で悩まず、相談しよう

いじめや不登校、引きこもりなど、学校生活のことについて相談したい。

SNS等教育相談 9

考えよう! いじめ・SNS@Tokyo 4

教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン 2

東京都教育相談センター 1

ヤング・テレホン・コーナー 6

こたメール 10

こころのいのちのほっとライン 11

児童・生徒を性暴力から守るための相談窓口 8

性暴力救済ダイヤルNaNa 9

こころの電話相談 12

いじめや不登校、引きこもりなど、学校生活のことについて相談したい。

生活や子育てなど家庭のことについて困っている。

非行や暴力、犯罪被害などを警察に相談したい。

子供の行動や発達などについて不安がある。

心の悩みや不安などを聞いてほしい。

不安や悩みは誰にでもあります。一人で悩まず、相談しよう

相談するとどうなるの??

悩みがあるとき

電話

メール

SNS

手紙

各相談窓口で、親身になって話を聞いたり、相談に乗ったりします。

心理職・相談員・警察官・弁護士等

匿名で相談することができます。

各機関の相談員があなたのつらさや苦しきを受け止めます。

あなたと一緒に、どうしたら良いか考えます。

必要に応じて、関係機関を紹介することもあります。

解決に向けて相談を続けます。

不安や悩みは誰にでもあります。あなたを支える人がいます。一緒に考えていきましょう。

児童・生徒向け「相談するとどうなるの??」

保護者向け相談窓口一覧

いじめや不登校、引きこもりなど、学校生活のことについて相談したい。

生活や子育てなど家庭のことについて困っている。

非行や暴力、犯罪被害などを警察に相談したい。

子供の行動や発達などについて不安がある。

心の悩みや不安などを聞いてほしい。

保護者向け「相談窓口一覧」

スクールカウンセラーによる 全員面接の効果を高めるために

小学校5年生、中学校1年生、高等学校1年生を対象に実施している「スクールカウンセラーによる全員面接」について、その趣旨や効果を高めるポイントを改めて確認しましょう。

全員面接のメリット

支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期対応につなげることができます。

つなぐ

つながりをつくる

年度当初に、児童・生徒とスクールカウンセラーとが「顔が見える関係」を構築することができます。

和らげる

相談への抵抗感を和らげる

児童・生徒がスクールカウンセラーと直接話をすることで、いざというときに相談しやすくなります。

深める

児童・生徒理解を深める

スクールカウンセラーが心理の視点から捉えた児童・生徒の状況を、教員と共有することができます。

効果を高めるポイント



実施時間を確保するのが難しいのですが…



子供たちがリラックスして話せるようにしたいのですが…



全員面接実施前に、スクールカウンセラーが自己紹介を行ったり、直接メッセージを伝えたりしている学校もあります。

対象学年の児童・生徒数が多い場合は…

子供と面接等を行う「**全員面接支援スタッフ**」の派遣を要請できます。

スタッフ… 自校の東京都公立学校スクールカウンセラー又は都教育委員会が派遣する心理職

【対 象】

全員面接対象学年の在籍児童・生徒数が下表の基準人数を超える学校

校種	学年	基準人数
小学校	第5学年	190人
中学校	第1学年	
義務教育学校	第5学年 第7学年	
中等教育学校	第1学年 第4学年	260人
高等学校	第1学年	

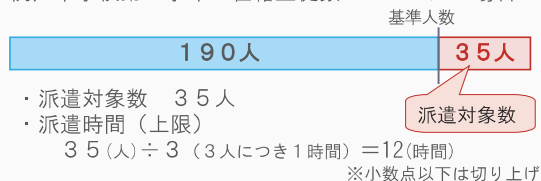
※ 特別支援学校においては、上記対象学年に準ずる。

※ 令和7年4月1日時点の在籍児童・生徒数

【派遣時間】

基準人数を超えた児童・生徒数を派遣対象数として、3人につき1時間の派遣を要請できます。

例) 中学校第1学年の在籍生徒数が225人の場合



【活動内容】

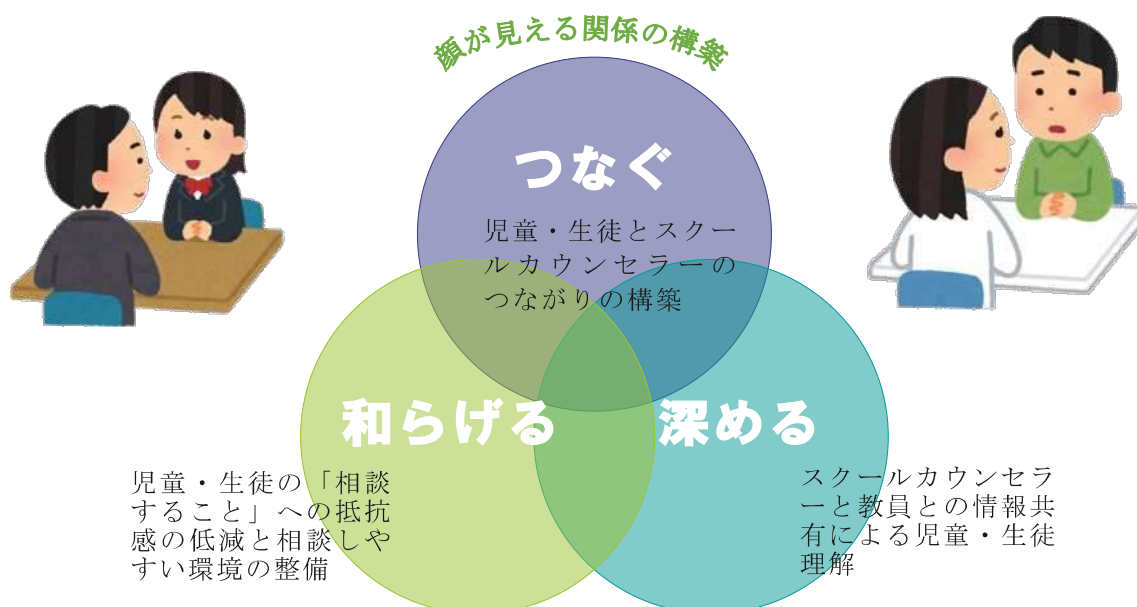
- ・全員面接の実施
- ・全員面接後の教職員との情報共有及び保護者へのフィードバック

令和7年2月 東京都教育庁指導部

スクールカウンセラーによる全員面接等の進め方

実施の目的

次の3点を実現することを通して、支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期対応、いじめの未然防止等につなげる。



全員面接の対象学年

小学校第5学年
中学校第1学年
高等学校第1学年
義務教育学校第5・7学年
中等教育学校第1・4学年

実施時期

原則として、年度初めから夏季休業日前を目途とする。
児童・生徒数等学校の実態によって、終了の時期が9月以降になることもあり得ると考えている。
各学校において、できる限り早い時期に実施する。

全員面接の流れ(例)

※ スクールカウンセラーを「SC」と表示する。

- 前年度 実施計画の立案
- 4月 教職員へ実施計画の周知
SCとの事前打合せ
保護者へ周知（学校便り・保護者会）
- 4～5月 スクリーニングの実施（生活アンケート調査等）
スクリーニング結果の取りまとめ、報告
SCによる説明（学級活動やホームルーム活動での説明・給食・SC便り・心理教育・SOSの出し方に関する教育）
SCによる行動観察
- 4～6月 全員面接の実施
- 実施後 教職員との情報共有・行動連携
カウンセリング継続者の特定
教育相談委員会への報告
- 次年度計画 学校評価の分析

① 事前アンケート項目の例

(いつもそうだ・ときどきそうだ・あまりそうではない・全くそうではない)

- a 学校は楽しい。
- b とてもよく眠れる。
- c おなかや頭が痛くなることがある。
- d 勉強や進学のことなどで悩んでいる。
- e いじめられている気がする。
- f 学校に行きたくないと思うことがある。
- g 家族と話すのが好きだ。
- h 先生に言いたいけれど言えないことがある。
- i 教室は居心地がよい。
- j 気になることや悩んでいることがある。

◎学校・学年状況に合わせて、簡易な事前アンケートを実施して面接の参考資料とすると効果的である。

② 全員面接実施上の留意点

- 年度当初に、スクールカウンセラーが対象学年の児童・生徒全員と面接を行う。
- 1対1の個別面接を推奨する。グループ面接（5～8人程度）で行う際は、個別のカウンセリングの対象者やカウンセリング希望者を全員面接後に個別面接につなげる。
学年規模や児童・生徒の実態等を踏まえて計画する。
- 実施方法や面接場所、実施期間等について関係教職員とよく話し合っ
て決定する。
- 児童・生徒及び保護者に、目的や実施方法等を説明・周知してから
実施する。
- スクールカウンセラーによる日頃の相談活動とのバランスを工夫する。

③ 教職員との情報共有上の留意点

- 全員面接における児童・生徒の状況を関係教職員と共有し、今後の
対応等について協議する。
- 気になる様子が見られる児童・生徒については、担任と共通理解し
た上で継続面接を促す。
- 学校いじめ対策委員会でも情報を共有できるよう、スクールカウ
ンセラーは常時、当該委員会と連携を図る。

スクールカウンセラーによる全員面接 よくある質問

スクールカウンセラーによる全員面接の実施について、これまでに学校等から問合せのあった内容と回答をまとめました。

各学校において、参考にしてくださいますようお願いいたします。

Q 1 スクールカウンセラーによる全員面接を行う目的は何ですか。

A 1 全員面接は、年度当初に児童・生徒とスクールカウンセラーとが「顔が見える関係」を構築することを通して、児童・生徒がスクールカウンセラーに相談しやすい環境を整備することにより、支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期対応、いじめの未然防止等につなげることを目的としています。

Q 2 小学校 5 年生、中学校 1 年生、高等学校 1 年生を全員面接の対象とするのは、どうしてですか。

A 2 小学校では高学年に進級した時期、中学校・高等学校では入学したばかりの時期に、学校生活への不安や人間関係上の悩みを抱くことが想定されるため、全員面接を通して子供たちに、「相談してもよい」という安心感をもたせることで、学校におけるいじめ防止等の対応につながっていくと考えます。

特別支援学校においても、小学校 5 年生、中学校 1 年生、高等学校 1 年生に該当する学年を対象として実施してください。

なお、児童・生徒数等の実態に応じて、その他の学年も全員面接の対象とするなど、各学校で工夫して実施してください。

Q 3 スクールカウンセラーだけで全員面接を行うと時間がかかってしまうので、管理職、担任、養護教諭などが分担して実施することはできますか。

A 3 ここでの全員面接は、児童・生徒が心理や教育相談の専門家であるスクールカウンセラーに相談しやすい環境を整備することを目的の一つとしていることから、全員面接を教員等が分担することは適切ではありません。

Q 4 本市では、東京都公立学校スクールカウンセラーに加えて、別の曜日に市の教育相談員（スクールカウンセラー）が配置されています。2 人で分担して全員面接を実施してもよいのですか。

A 4 心理や教育相談の専門家として学校に配置されている方であれば、分担して全員面接を実施することは可能です。

その際は当該の教育相談員と連携を十分に図りながら、学校全体で情報を共有するようにしてください。

Q 5 本校には、スクールカウンセラーに加えて、大学で心理学を専攻している学生を配置しています。こうした方に、全員面接や基準人数を超える児童・生徒数分の全員面接支援スタッフとしての面接をお願いすることはできますか。

A 5 現に大学で心理学を学んでいる学生は、資格等の取得見込者であることが多く、現時点では必ずしも専門性が高いとは言えない場合もあります。
これらの方々に、大人から見えにくいじめの未然防止や早期発見も目的として実施する全員面接をお願いすることは、適切ではありません。

Q 6 夏季休業日前までを目途に実施すると示されていますが、本校は児童・生徒数が多いため、この期間中で全員面接を終了することは難しい状況です。いつまでに終わらせればよいのですか。

A 6 全員面接の実施時期としては、原則として年度始めから夏季休業日前までを目途に実施すると示していますが、児童・生徒数等学校の実態によって、終了の時期が9月以降になることもあり得と考えています。
各学校において、できる限り早い時期に実施してください。

Q 7 面接を嫌がる児童・生徒がいた場合、どのような対応をすればよいのですか。

A 7 面接を嫌がったり、話をしたがらなかったりする児童・生徒に対しては、学校と保護者との十分な相談により、時期や時間を変更して実施する、保護者を含めた三者面談を実施するなど、実態に応じて柔軟に対応してください。
なお、そうした児童・生徒に対しては、学校への信頼関係を通して相談しやすい環境を築くことができるよう、外部機関との連携も含め、継続的に支援を行うことが大切です。

Q 8 実施方法には定期健康診断（体力測定）等の活用が示されていますが、本校では、昨年度の早い時期に校医の予定を確認し、健康診断の日程を決めており、スクールカウンセラーの勤務日との調整が難しい状況です。実施方法は学校で工夫してよいのですか。

A 8 実施方法として示している例は、あくまでも参考として示したものです。年度当初のできるだけ早い時期に実施できるように、各学校において実施方法を工夫してください。

Q 9 全員面接に当たって、事前に児童・生徒にアンケートに必要事項を記入させてから実施しなければなりません。また、実施する際には、どのような配慮が必要ですか。

A 9 限られた時間内に全員面接を効率的に実施するとともに、早急な対応が必要な事例を抽出するための工夫としてアンケート例を示していますが、こうした事前の聞き取りを必ず実施することを求めるものではありません。
実施する場合には、児童・生徒にとって記入することが負担にならないよう内容を精選することや、記入された内容について校内で情報の共有化を図ることが大切です。

Q10 本校は、全員面接対象の児童・生徒数が基準人数を超えているので、スクールカウンセラーに加えて、全員面接支援スタッフを申請したいのですが、どのようにお願いすればよいのですか。

A10 全員面接支援スタッフの派遣を希望する場合は、定められた様式により東京都教育庁指導部指導企画課に申請してください。申請に基づき、校種別の基準人数を超える部分について、児童・生徒3人につき1時間を基本として、全員面接支援スタッフを派遣します。

その場合、校内での継続的な支援の視点から、可能な限り自校のスクールカウンセラーが勤務日とは別の日程に来校して面接を行うことが望ましいと考えています。ただし、そうした方法が困難な場合については、都教育委員会が派遣する心理職を「全員面接支援スタッフ」として活用することができます。

Q11 本校のスクールカウンセラーではない全員面接スタッフが、児童・生徒からいじめを受けているなどの相談を受けた場合は、どのように対応すればよいですか。

A11 派遣の全員面接支援スタッフに全員面接の一部をお願いする場合は、スクールカウンセラーはもとより、管理職や教育相談担当教員等と十分に連携を図り、確実に情報を共有することが大切です。

当該スタッフが、児童・生徒からいじめ等の相談を受けた場合は、改めてスクールカウンセラーが当該の児童・生徒から話を聞いた上で、教職員が事実確認をするなど、学校として確実に対応してください。

Q12 グループ面接の人数として5～8人程度と示されていますが、人数の上限はあるのですか。

A12 グループ面接の人数の上限を示してはいません。

児童・生徒が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるという全員面接の目的を踏まえ、学校の実態に応じて実施していただきたいと考えています。

ただし、スクールカウンセラーが各教室を回り、自己紹介を兼ねて話をすることのみをもって全員面接とする方法などは、適切ではありません。

Q13 本校のスクールカウンセラーは、相談者が多く、毎回予約で一杯な状況です。全員面接を行うことにより、こうした相談に対応できなくなることも考えられますが、こうした場合、どのような工夫が考えられますか。

A13 スクールカウンセラーによる全員面接と日頃の相談対応とのバランスについては、相談状況等の実態に応じて、全員面接を少人数のグループ単位で効率的に実施するなどの方法により、工夫して対応してください。

Q14 本校では、養護教諭が教育相談の窓口を担当しています。全員面接の日程調整等について、担当者だけに負担が集中しないようにするためには、どのような配慮が必要ですか。

A14 全員面接は、校長の責任の下に学校として実施するものです。直接面接業務に当たるのはスクールカウンセラーですが、その運営、情報共有、その後の対応等については、教職員全体で行うこととなります。

全員面接の円滑な実施のために、当該学年や教育相談を担当する委員会等を中心に、教職員が連携して組織的に対応するよう御配慮ください。

保護者向けリーフレット

「どうしたの？」 一声かけてみませんか

～子供の不安や悩みに寄り添うために～

新型コロナウイルス感染症の影響により、いろいろな活動が制限される中、多くの子供たちが、通常とは異なる様々な不安やストレスを抱えていることが考えられます。

子供の心のケア

子供にいつもと違う様子や、小さな変化が見られることはありますか？

子供が不安や悩みなどのストレスを抱えると、心や体に影響することがあります。まずは、子供の変化「こころのSOS」に気が付くことが大切です。

表情や態度の変化

- ☐ ささいなことでも泣く。
- ☐ 笑顔がなくなり、沈んでいる。
- ☐ 感情の起伏が激しい。
- ☐ 目線を合わせようとしない。
- ☐ 学校や友達のことを話したがるがない。
- ☐ 周囲を気にして、おどおどしている。

身体や服装の変化

- ☐ 急に食欲がなくなったり、あるいは過食になったりする。
- ☐ 急に朝起きられなくなったり。
- ☐ 風呂に入るのを面倒くさがるようになった。
- ☐ 体の痛みやかゆみを訴える。
- ☐ 眠れない。
- ☐ 服が破れたり、ボタンが取れたりしている。

行動や人間関係の変化

- ☐ 家族に反抗的になり、ものを壊すなど、攻撃的になる。
- ☐ 学校に行きたがらず、休日でも家に閉じこもりがちになる。
- ☐ ゲームや習い事など、好きなこともやらない。
- ☐ 不安げにスマートフォン等を気にしたり、SNSを見たりしている。
- ☐ 一人になるのを怖がり、強い甘えがみられる。
- ☐ 付き合う友達が急に変わったり、友達のことを聞くと嫌がったりする。

令和2年9月 東京都教育庁指導部・地域教育支援部

学校のほかに相談できる場所は？

様々な公的機関で相談に応じています

子供の育ちを支える地域の支援機関

支援機関等	概要
東京都教育相談センター (東京都教育庁)	いじめ、学校生活、家族・友人関係などに関する相談を受け付けています。 対象者は、都内在住・在籍の幼児から高校生相当の年齢までの方、その保護者・親族及び教職員です。
児童相談所 児童相談センター (東京都福祉保健局) (一部の特別区)	児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置される行政機関です。 原則18歳未満の子供に関する相談や通告について、子供本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからも受け付けています。
少年センター (警視庁)	都内には84か所の少年センターがあります。 子供の非行などの問題でお悩みの方や、いじめや犯罪等の被害に遭い、精神的ショックを受けている少年のために、心理専門の職員が「秘密厳守」、「無料」で相談に応じます。
子供家庭支援センター (各区市町村)	子供と家庭の問題に関する総合相談窓口です。 18歳未満の子供や子育て家庭のあらゆる相談に応じるほか、ショートステイや一時預かりなど在宅サービスの提供やケース援助、サークル支援やボランティア育成等を行っています。地域の子育てに関する情報もたくさんもっています。
民生委員・児童委員 (各区市町村)	都内の各地域に配置され、地域にお住まいの子育てに悩んでいる人、生活に困っている人、高齢者・障害者などの福祉に関する様々な相談に応じ、福祉事務所や児童相談所など各種関係機関への橋渡しなど必要な支援活動を行っています。

詳細は、都内各自治体及び最寄りの各支援機関へお問い合わせください。

令和2年9月 東京都教育庁
指導部指導企画課・地域教育支援部生涯学習課

子供の变化に気付いたら

子供はあなたからの「声かけ」を待っているかもしれません

気にかかる様子が見られたときの声のかけ方

「どうしたの？ 何か辛そうだし、とても心配してるよ。」
「なんか元気がないようだけど大丈夫？」「力になれることはある？」

聞いてくれて
安心した！

子供にとっても、自分の思いを言葉にしてみると、自分の思っていることが整理されて、心の苦しさも軽くなります。

思いを受け止める時の言葉の例

「よく話してくれたね、大丈夫だね。」
「辛かったね、よく耐えてきたね。」
「今までよく頑張ってたね。」 OK!

「よく話を聞く」ことがポイントです！
最後まで丁寧に、聞いてみましょう。

場合により好ましくない、言ってはいけない言葉の例

「がんばれ」「そのうちどうにかなるよ」「友達が悲しむよ」「進んでほすべし」
相談しても理解してもらえなかったと感じる場合があります。

× No

不安や悩みへの対処について学校ではこのような指導をしています

不安や悩みは誰にでもあることです。



ストレスへの対処の方法はいろいろあるよ

自分の不安や悩みに気づき、ストレスに対処するために様々な経験をすることは、心の発達のために大切なことです。

どんな小さなことでも、心配なことがある場合には、身近にいる信頼できる大人に相談してみましょう。



詳しくは・・・ 家庭で学ぶ不安や悩み（ストレス）への対処について

検索

家庭での対応に困ったら

一人で悩まずに、信頼できる誰かに相談してみましょう

学校に相談し、学校と協力することが大切です。

子供の様子が気になるときは、まずは学校に相談してみましょう。家庭以外での子供の様子を知ることにより、自分では気が付かなかった視点や対応方法に気付くことがあります。学校には、学級担任や、学年主任、養護教諭、心理の専門家（スクールカウンセラー等）、管理職など様々な教職員がいます。

保護者の方が相談しやすい先生にお話してください。

学校と一緒に解決
しましょう！

保護者の皆さまの心の安定が大切です

子供を心配するあまり不安になり過ぎたりしていませんか？
子供が安心して過ごせる家庭生活には、保護者自身の気持ちも安定していることが大切です。

- ・自分自身を責め過ぎないようにしましょう
- ・信頼できる人に相談してみましょう

不安や悩みがあるときは・・・一人で悩まず、相談しよう



東京都教育委員会ホームページに掲載しています。



組織的対応

アンケート、チェックリスト例

教育相談

SNS東京ルール

地域、関係機関との連携

法、条例、規則等

いじめのサイン 発見シート

監修 森田洋司氏 大阪市立大学名誉教授 / いじめ防止基本方針策定協議会会長

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってふだんの生活とのおちがいを確認してください。

朝（登校前）

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

- ☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ☐ 遅刻や早退がふえた。
- ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

夕（下校後）

- ☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- ☐ 勉強しなくなる。集中力がない。
- ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- ☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- ☐ 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。



お子さまの
ようすは
いかがですか？

夜間（就寝後）

- ☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- ☐ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- ☐ 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

夜（就寝前）

- ☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ☐ 学校や友達の話がへった。
- ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ☐ 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

■「いじめ」をしていますか？

いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

- ☐ 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- ☐ 買ったおぼえのない物を持っている。
- ☐ 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境が大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまやご家族の実態に合わせて、ご活用下さい。

「あれ？」
もしかしてと
思ったら・・・

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
「無視しなさい」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

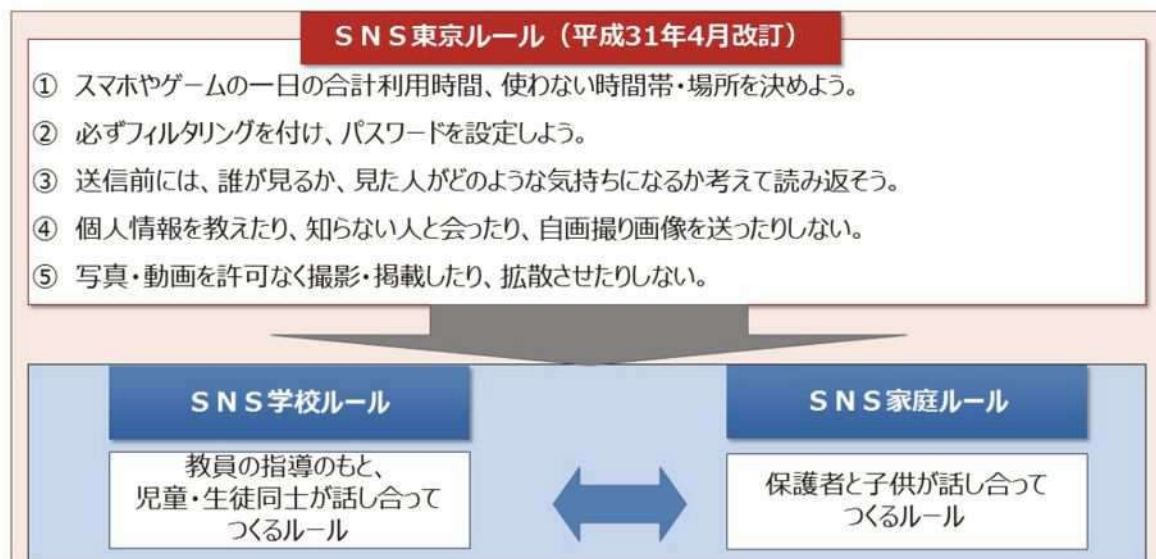
相談窓口 24時間いじめ相談ダイヤル **0570-0-78310** (なやみ言おう)
24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。

政府広報オンライン特集ページ <http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/ijime/>

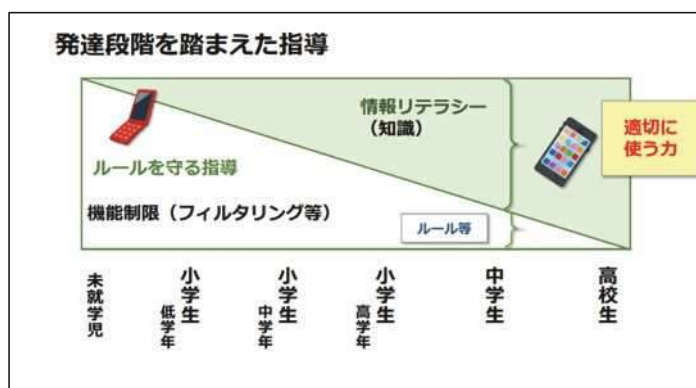
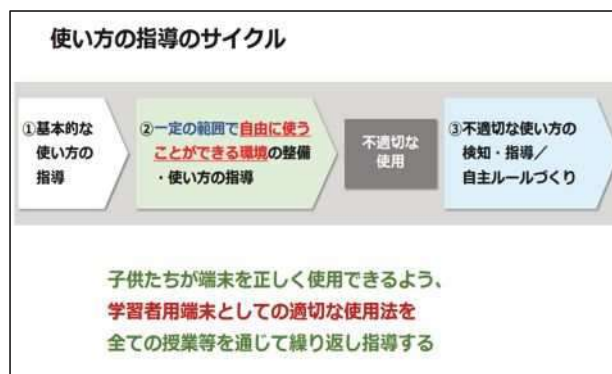
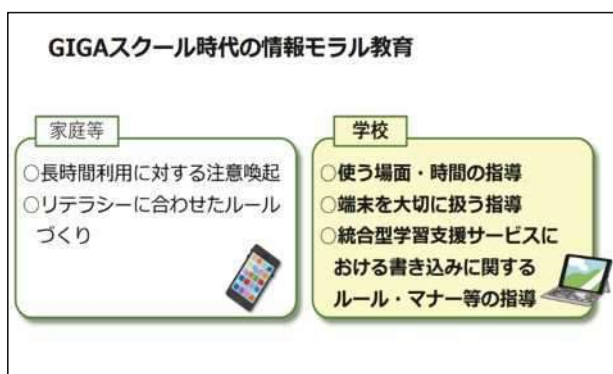
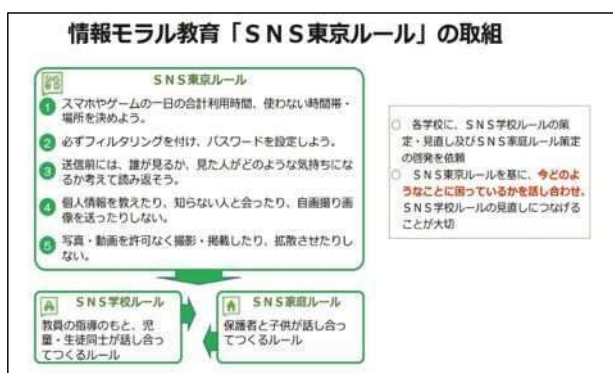
政府広報 | 文部科学省

いじめのサイン発見シート（平成26年4月11日）（文部科学省）

東京都教育委員会は、都内全公立学校の児童・生徒が、SNSによるいじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、SNSを利用する際のルールを策定しました。



【参照】SNS東京ルールの取組について | 情報教育ポータルサイト 教育庁総務部デジタル推進課



【参照】指導資料_SNS東京ルールの取組 教育庁総務部デジタル推進課

(1) 学校サポートチームの活用

組織的対応

アンケート、チェックリスト例

教育相談

SNS東京ルール

地域、関係機関との連携

法、条例、規則等

学校サポートチームを活用して対応した事例

不登校傾向がある生徒A（男子）たちは、登校すると他の生徒を冷やかしたりからかっていた。
家庭の協力もあまり得られず、改善が見られない状況が続いていた。 【被害の子供：中学校2年生 男子】

学年主任

「A君たちは、他の生徒たちが真面目に行動すると、冷やかしたりからかたりします。指導はしていますが、家庭の協力があまり得られず、改善が見られません。」

副校長

「学校サポートチームの定例会が近日中にあるので、支援策を検討してみよう。」

スクールソーシャルワーカー

「当該生徒の家庭訪問をして、状況を確認してみます。」

主任児童委員

「A君の母親は、私のかつての同級生だから相談に乗ってみますよ。」

学級担任

「校長先生、A君たちがB君のかばんを蹴飛ばしてからかかっています。彼らの行動はエスカレートしてきています。早急に対応する必要があります。」

校長

「臨時の学校サポートチーム会議を招集しましょう。」

主任児童委員

「A君の母親も、養育に悩んでいました。」

スクールサポーター

「このまま放っておくと、犯罪につながってしまう可能性があります。A君らは万引きで指導したことがあるので私から声を掛け注意してみよう。」

PTA会長

「でも、B君が仕返しされないか心配です。」

生活指導主任

「学校としてB君を守ることを保護者に伝え、理解を得ておきます。」

学級担任

「私は1年生のときからA君を見ていますが、本当はとても優しい子なのに最近、何かに悩んでいるのか、行為がエスカレートしてしまっているように思われます。学校としては、今のうちにA君のためにも、厳しく指導をすることも必要と考え、元警察官の方に話をしてもらおうと思っています。もちろんその後のフォローは私たちがいたします。」

母親

「そうですね……。私も最近、手に負えなくなっているのです、そういうことも必要なのかもしれませんね。」

学校いじめ対策委員会での協議

学校サポートチーム定例会議での協議

学級担任は、生徒Aらが生徒B（男子）のかばんを蹴飛ばす状況を見、校長に報告

学校サポートチームの臨時会議にて対応の検討

学級担任は、家庭訪問をし、生徒Aの母親と面談

教職員用リーフレット

学校サポートチームによる健全育成の推進について

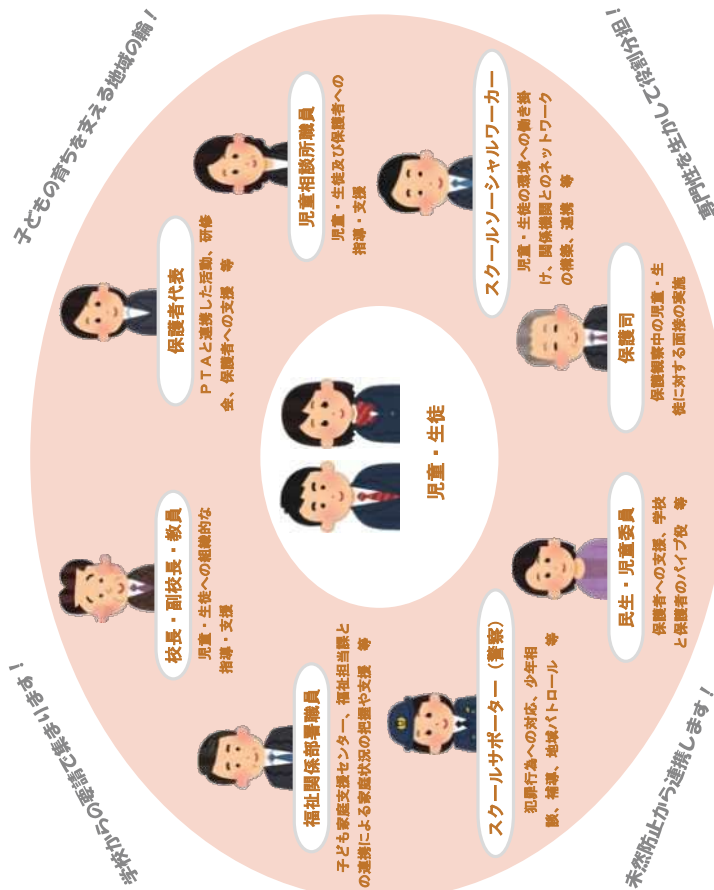
児童・生徒の問題行動等が複雑化・多様化し、学校だけでは解決できない事例は少なくありません。各学校が「学校サポートチーム」を活用して、組織的な対応を行うことが問題行動等の未然防止、早期解決につながります。

学校サポートチームは全公立学校に設置されています

◆ 学校サポートチームとは・・・

児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図るため、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組む、校務分掌に位置付けた組織

※ いじめ防止対策推進法第22条に基づく「学校いじめ対策委員会」を支援する組織としても位置付けられています。



日常からの情報連携が、いざというときの行動連携につながります。

令和3年1月 東京都教育庁指導部

教職員用リーフレット 「学校サポートチームによる健全育成の推進について」
令和3年1月 東京都教育庁指導部指導企画課

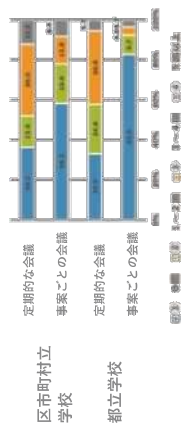
各校の工夫や取組を紹介します！



Q1

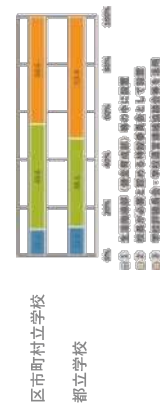
チーム会議の時間を確保したり、メンバーのスケジュールを調整したりするのが難しいです。どうしたらよいでしょうか。

会議の開催回数



85%以上の学校が1回以上のチーム会議を開催しています。

会議の設置方法



既存の組織を活用してチームを設置している学校が多くなっています。

チーム会議を効率的に開催するためには・・・

- 年度当初に年間の会議日程を決め、年間計画に位置付けておく。
- その事業に際した必要なメンバーのみで、チーム会議を即時的に開催する。
- 学校評議員会等の既存の組織を活用して、学校サポートチームを設置する。
- オンライン環境を活用したWeb会議を開催する。



Q2

個人情報の取扱いは気を付ける必要があるため、チーム会議で提示する情報の取捨選択が難しいです。どうしたらよいでしょうか。

メンバーに選ばれた割合の多い職種等

区市町村立学校		都立学校	
① 民生・児童委員	81.7%	① 警察職員	61.7%
② 保護者	61.5%	② 保護者	61.4%
③ 子ども家庭支援センター職員	56.0%	③ ユース・ソーシャルワーカー	16.1%
④ 子ども家庭支援センター職員	54.4%	④ 子ども家庭支援センター職員	15.1%
⑤ 警察職員	49.3%	⑤ 民生・児童委員	14.1%

区市町村立では「民生児童委員」が、都立学校では「警察職員」が一番多く選ばれています。

個人情報の取扱いを徹底するためには・・・

- 学校サポートチーム設置要綱に守秘義務の遵守を明記し、委嘱状を交付する。
- 個別事業に関する情報提供は、その支援や指導に必要な範囲に限定する。
- チーム会議の資料は、会議終了後に回収する、Web会議では資料提示にとどめるなど情報管理を徹底する。

Q3

限られた時間の中で開催しているため、情報共有を行うことはできるのですが、支援方法を検討するまでいきません。何かよい方法はないでしょうか。

会議で取り上げた内容



区市町村立学校、都立学校ともに、会議の内容として「いじめ」「不登校」を取り上げている学校が多くなっています。

チーム会議の内容を充実させるためには・・・

- チーム会議で取り上げる内容を精選し、事前に協議内容を周知しておく。
- 事実ごとに、支援のコーディネート役を決め、チーム会議における支援策の提案や、実際の対応における進行管理等を依頼する。
- 事実ごととの会議のみならず、定例会議を設定し、未然防止の取組を強化する。

学校サポートチームを活用すると・・・

ここがポイント！

年度初めのチーム会議で、メンバーそれぞれの役割を明確にするとともに、全教職員が理解できるようにします。

定例会議として、学校の方針を共有する、ぶれあい月間の調査等の結果を分析するなどの機会を計画的に設定します。

日常から、全教職員がメンバーと「顔が見える関係」を構築するとともに、「双方の関係をづくり」を大切にします。

いざというときの行動連携につなげることが出来ます

日常から、チーム会議等で情報連携を行うことにより、事案が起った際に、各メンバーが自身の関係機関における役割を踏まえた改善策を即時的に考えることができます。

外部の専門家の協力を得て、支援することが出来ます

学校だけでは解決することができない事案について、多角的なアセスメントや、専門家による複合的な視点からの解決策の立案、役割分担が可能になります。

学校の取組の課題を管理的に把握することが出来ます

チーム会議で、自校の健全育成に係る取組状況を振り返ることにより、専門家の視点を取り入れた課題分析が可能になり、真に改善すべき課題を明確にすることが出来ます。

5 地域、関係機関との連携

法、条例、規則等

地域、関係機関との連携

SNS東京ルール

教育相談

アンケート、チェックリスト例

組織的対応

令和5年5月9日

警視庁と東京都教育庁との連絡会議申合せ事項

近年、いじめ問題については長期化や重大化の傾向にあり、また犯罪実行者募集情報により重大な犯罪に加担する少年が社会問題になるなど、少年を取り巻く環境は著しく変化をしていることから、警視庁と東京都教育庁は、より一層の連携を強化し新たな課題に取り組む必要がある。

よって、東京都内における児童・生徒の健全育成及び非行防止活動を効果的に推進するため、相互に連携し下記事項を柱として諸対策を強力に推進するものとする。

記

- 1 学校におけるいじめ問題は、いまだに解消されたとはいえず、深刻な事案につながるケースも見られることから、いじめの未然防止と早期発見・保護を図るため、引き続き学校・教育委員会と警察が緊密な情報共有を図り、更なる連携の強化を徹底する。
- 2 スマートフォン等の利用により、少年が被害者や加害者にもなっている状況があることから、サイバー空間における有害環境から児童等を守るため、学校・教育委員会と警察が連携し、家庭や学校内における、少年のインターネット利用に関するルールづくりやSNSの適正な利用方法をより一層促進させる。
- 3 児童虐待事案の重篤化を防ぐためには、関係機関が連携した早期の対応が重要であり、児童等の変化に気づきやすい環境にある学校・教育委員会が警察と積極的な情報共有を図り、保護者から威圧的な要求や暴力の行使が予想される事案を含め、相互に連携して児童虐待事案の未然防止及び被害児童等の早期発見・保護に向けた取組を行う。
- 4 「闇バイト等の犯罪行為への加担」「JKビジネス」や「自画撮り被害」、「薬物乱用」など日々変化する少年を取り巻く有害環境の現状を学校・教育委員会と警察の緊密な連携のもと情報共有するとともに、これら情報に基づき、双方で少年や保護者に対する非行・被害防止教育や個別具体的な指導・助言、広報啓発など必要な施策を行う。

いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)【概要】

令和5年2月7日付
4文科初 第2121号

経緯

- ◆ いじめの重大事態の増加等依然として憂慮すべき状況。いじめの対応は、学校のみでは対応が困難な事案もあり、**子ども家庭庁設立準備室と共同で「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」を設置し、政府の連携体制を強化。**
- ◆ 連絡会議において、今後対応すべき検討項目を整理し、全体の見直しに先立ち、優先的に対応すべきものとして、**重大ないじめ事案等における警察連携などいじめ対応において改めて留意すべき事項を取りまとめ、学校設置者・学校に対して再徹底を図る。**

1. いじめ問題への対応における警察との連携の徹底



重大ないじめ事案等は直ちに相談・通報を行う他、学校と警察が日常的に情報共有や相談を行える体制の構築

- ・ 学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築が求められること。
- ・ 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、**学校は、いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならないこと。**
- ・ 学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、被害児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察に相談・通報を行うこと。
- ・ インターネット上のいじめが増加しており、**児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報。**
- ・ 学校では取扱いの判断が困難な事案も多く、**個別事案に係る日常的な情報共有や相談・通報ができるよう、下記のような連携体制の構築に取り組むこと。**
 - ー 警察署との協定の締結・見直しによる円滑な情報共有の推進(相互連絡の枠組みを構築し、幅広く相談・通報を可能に)
 - ー **学校・警察連絡員の指定の徹底**(緊急時を含め日常的に情報共有や相談・通報が可能な連携体制の構築)
 - ー 学校警察連絡協議会等の活用(学校と警察で認識を共有し、積極的な相談を促進)
 - ー スクールサポーター制度の積極的な受入れの推進(学校と警察のパイプ役として有効なスクールサポーターの活用)
- ・ 学校と警察が連携することで事案が解消に向かった好事例を周知
 - 例) 警察からの聴き取りによる事案の解明、警察からの注意・説諭による事案の解消
 - SNS上での児童ポルノ事案における警察の早急な対応による拡散防止 等
- ・ 学校で起こり得るいじめのうち、警察に相談・通報すべき具体例を参考として提示。
 - 例) (暴行) ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。
 - (強要) 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
 - (児童ポルノ) スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自身のスマートフォンに送らせる。等

2. 児童生徒への指導・支援の充実



適切なアセスメントを行いつつ、関係機関と連携して、被害の拡大や二次的な問題の発生を防止、未然防止の推進

- ・ 被害児童生徒に対しては、徹底して守り抜くとの意識の下、SC、SSWや医療機関とも協力しつつ、被害の拡大や二次的な問題の発生を防ぐとともに、**落ち着いて教育を受けられる環境の確保や不登校等の場合における学習面での十分な支援にも留意。**
- ・ 加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応。いじめの背景に当該児童生徒が様々な背景を有している場合もあり、**特別な配慮を必要とする場合には、SC・SSWを活用して適切な支援を実施。**
- ・ 外部の専門機関を活用することも有効であり、法務少年支援センターや警察機関等との連携も重要。
- ・ 未然防止の取組として、いじめの実際の事例等を活用しつつ、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する等の実践的な取組が重要。
- ・ いじめが複数校にまたがる場合の情報共有や連携した対応の徹底。転校、進学の場合の十分な引継ぎにも留意。

3. 保護者への普及啓発



平時からの普及啓発、いじめ事案の際には学校の対応について丁寧な情報共有が必要

- ・ 入学説明会や保護者会等の機会を通じて、いじめ対応における学校への協力を求め、「学校いじめ防止対策基本方針」や相談窓口の周知を行うとともに、法律におけるいじめの定義や保護者の責務等も周知。
- ・ **重大ないじめ事案等における警察との連携についてもあらかじめ保護者に周知しておくことが重要。**
- ・ いじめを認知した際は、事実関係を確認し、**保護者への丁寧な情報共有を徹底し、特に、加害児童生徒の保護者への説明が十分に行われていない実態があることから、迅速に情報提供し、保護者と協働で指導支援を行うこと。**

4. 総合教育会議の活用及び首長部局からの支援



いじめの重大事態の際は、法律に則り総合教育会議の開催、首長との緊密な連携

- ・ 地方公共団体では、地教行法第1条の4に基づき、いじめの重大事態(主として生命・身体に重大な被害が生じた事案)が認められる場合には、**総合教育会議の開催等を通じ、首長と教育委員会とで十分な意思疎通、緊密な連携。**
- ・ いじめの重大事態における学校又は学校設置者の調査の実施に当たり、必要に応じて、首長に支援や協力を求め、迅速な調査組織の立ち上げ及び調査の開始に努めること。

令和5年2月7日付4文科初等 2121 号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」

文部科学省

組織的対応

アンケート、チェックリスト例

教育相談

SNS東京ルール

地域、関係機関との連携

法、条例、規則等

自校の取組を確認してみましょう

いじめ対応で改めて留意する事項 10

新年度に向けて、全ての教職員で自校の取組状況を確認するとともに、課題の改善に向けた取組を「学校いじめ防止基本方針」に位置付け、確実に実施できるようにしましょう。

日常的に

警察との連携



- ① 警察と、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築している。
- ② 学校・警察双方で、連絡窓口となる担当職員の顔や名前、連絡先等が分かっている。
(担当者例) 学校：副校長、生活指導主任
警察：生活安全課長、係長等

※ 重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案において、学校が警察への相談・通報を行うことは法令上求められており、適切な対応を行っているとして評価されるものである。

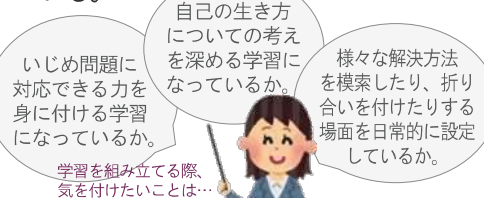
いじめ問題の発生時に

- ⑥ 次の場合、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めている。
 - ◆ 学校の内外で発生した児童・生徒の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じている、又はその疑いのあるいじめ事案
 - ◆ 被害児童・生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案

子供への指導等



- ③ 児童・生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめの防止に係る実践的活動に取り組んでいる。



- ⑦ いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく、「学校いじめ対策委員会」が子供の状況等を総合的に検討した上で校長が判断している。
- ⑧ いじめ解消の2条件を満たす場合も 日常的に注意深く観察するなど継続的な指導・支援を行っている。

※ 単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

保護者への支援等



- ④ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについてあらかじめ保護者等に対して周知している。
- ⑤ 全ての教職員が、保護者等に対して、「学校いじめ防止基本方針」の概要を分かりやすい言葉で説明できる。

※ 保護者等に理解していただけるように伝える。

- ⑨ 被害児童・生徒の保護者に対し、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝えとともに、徹底して守り通すことを伝え、できる限り不安を除去し、学校の今後の対応について合意形成を図っている。
- ⑩ 加害児童・生徒の保護者に対し、迅速に連絡し、いじめの事実を正確に説明している。

令和5年2月 東京都教育庁指導部

令和5年2月27日付4教指企等1769号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」の別添資料「自殺の取組を確認してみましょう『いじめ対応で改めて留意する事項10』」東京都教育委員会

(3) 学校等において生じる可能性のある、いじめに関連する犯罪行為等について

以下に示す事例は、過去にあった具体的な事例を踏まえ、刑罰法規に対応した例を示したものである。

個々の事例について、学校が警察に相談・通報すべきか否かは、いじめ防止対策推進法第23条第6項に示す「いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。」との規定に鑑み、所管教育委員会からの助言を踏まえるなどして、適切に判断する。

いじめの態様	学校等で起こり得る事例	刑罰法規
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。	暴行 (刑法第208条)
刃物等で怪我をさせられる。	ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけて怪我をさせる。	傷害 (刑法第204条)
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	無理矢理、衣服を脱がす。	暴行 (刑法第208条)
	- 度胸試しやゲームと称して、無理矢理危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。 - 家族に危害を加えると脅し、特殊詐欺や闇バイト等の犯罪行為をやらせる。	強要 (刑法第223条)
	断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	不同意わいせつ (刑法第176条)
金品をたかられる。	- 断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。 - 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	恐喝 (刑法第249条)
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	- 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 - 財布から現金を盗む。	窃盗 (刑法第235条)
	- 自転車を壊す。 - 制服をカッターで切り裂く。	器物損壊等 (刑法第261条)
冷やかしからかい、悪口や脅し文句等、嫌なことを言われる。	- 学校に来たら危害を加えると脅す。 - 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫 (刑法第222条)

(2) 学校等において生じる可能性のある、いじめに関連する犯罪行為等について

組織的対応 アンケート、チェックリスト例 教育相談 SNS東京ルール 地域、関係機関との連携 法、条例、規則等	パソコンやスマートフォン等で誹謗中傷や嫌なことをされる。	「学校に来たら危害を加える」と脅すメールを送る。	脅迫 (刑法第222条)
		特定の人物を誹謗中傷^{ひぼう}するために、インターネット上に実名を挙げて、「万引きをしていた」など事実でないことを書いたり、身体的特徴を指摘して「気持ち悪い」、「不細工」、「うざい」などと悪口を書いたりする。	名誉棄損、侮辱 (刑法第230条、231条)
		・ 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ・ 同級生の裸の写真・動画を友達一人に送信する。 ・ 裸の写真・動画をSNS上のグループに送信する等、多数の者に提供する。 ・ 児童ポルノの写真・動画を性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)
		交際相手と別れた腹いせに、性的な写真・動画をインターネット上に拡散する。	私事性的画像記録提供(リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)

令和5年2月7日付4文科初等2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」を基に作成

(1) いじめ防止対策推進法 (平成25年法律第71号) 最終改正：令和1年12月20日法律第88号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

- 第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第5条 国は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(1)いじめ防止対策推進法

(財政上の措置等)

第10条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるい

じめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第3章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の

確保及び資質の向上)

第18条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第6項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第20条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研

究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必

(1)いじめ防止対策推進法

組織的対応

アンケート、チェックリスト例

教育相談

SNS東京ルール

地域、関係機関との連携

法、条例、規則等

要な措置を講ずるものとする。

- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第24条 学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第25条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第27条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じ

た疑いがあると認めるとき。

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第29条 国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第1項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長又は理事長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第64条第1項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第30条の2 第29条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第29条第1項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第2項及び第3項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第64条第1項」とあるのは「地方独立行政法人法第121条第1項」と読み替えるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第31条 学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第6条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前2項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第32条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する学校設置会社をいう。以下この条におい

て同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第12条第1項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第12条第10項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前2項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
- 5 第1項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第13条第2項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第1項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第12条第1項」とあるのは「第13条第1項」と、第2項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、第3項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第12条第10項」とあるのは「第13条第3項において準用する同法第12条第10項」と、前項中「前2項」とあるのは「次項において準用する前2項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第33条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

(1)いじめ防止対策推進法

第6章 雑則

(学校評価における留意事項)

第34条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第35条 高等専門学校(学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

(検討)

第2条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

附則 (平成26年6月20日法律第76号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。

(政令への委任)

第2条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成27年6月24日法律第46号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。

附則 (平成28年5月20日法律第47号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。

附則 (令和元年5月24日法律第11号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成32年4月1日から施行する。

附則 (令和3年4月28日法律第27号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和5年12月20日法律第88号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第1条(次号に掲げる改定規定を除く。)並びに附則第9条及び第10条の規定 令和6年4月1日

(2) いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議

(3) いじめの防止等のための基本的な方針／(4) いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

(2) いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（平成25年6月19日 衆議院文部科学委員会）

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 二 教職員はいじめを受けた児童等を徹底して守り通す責務を有するものとして、いじめに係る研修の実施等により資質の向上を図ること。
- 三 本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。

いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（平成25年6月20日 参議院文教科学委員会）

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 二 いじめは学校種を問わず発生することから、専修学校など本法の対象とはならない学校種においても、それぞれの実情に応じて、いじめに対して適切な対策が講ぜられるよう努めること。
- 三 本法の運用に当たっては、いじめの被害者に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、いじめ防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意すること。
- 四 国がいじめ防止基本方針を策定するに当たっては、いじめ防止等の対策を実効的に行うようにするため、専門家等の意見を反映するよう留意するとともに、本法の施行状況について評価を行い、その結果及びいじめの情勢の推移等を踏まえ、適時適切の見直しその他必要な措置を講じること。

四 いじめを受けた児童等の保護者に対する支援を行うに当たっては、必要に応じていじめ事案に関する適切な情報提供が行われるよう努めること。

五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。

六 いじめ事案への適切な対応を図るため、教育委員会制度の課題について検討を行うこと。

七 教職員による体罰は、児童等の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、体罰の禁止の徹底に向け、必要な対策を講ずること。

五 いじめの実態把握を行うに当たっては、必要に応じて質問票の使用や聴取り調査を行うこと等により、早期かつ効果的に発見できるよう留意すること。

六 本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。

七 いじめが起きた際の質問票を用いる等による調査の結果等について、いじめを受けた児童等の保護者と適切に共有されるよう、必要に応じて専門的な知識及び経験を有する者の意見を踏まえながら対応すること。

八 いじめには様々な要因があることに鑑み、第25条の運用に当たっては、懲戒を加える際にはこれまでどおり教育的配慮に十分に留意すること。

右決議する。

(3) いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定（最終改定 平成29年3月14日））

(4) いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月版 文部科学省）

(5) 東京都いじめ防止対策推進条例

(5) 東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）

一部改正：平成28年東京都条例第28号

（目的）

第1条 この条例は、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、東京都（以下「都」という。）、学校の設置者、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、都の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

3 この条例において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）であって、都及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）が設置するもの並びに学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）が設置するもののうち知事が所轄するものをいう。

4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、

いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、都、区市町村、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（都の責務）

第5条 都は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、区市町村並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

（学校の設置者の責務）

第6条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（学校及び学校の教職員の責務）

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

（保護者の責務）

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、都、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

（東京都いじめ防止対策推進基本方針）

第9条 都は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための

対策の推進に必要な事項を東京都いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。

- 2 基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

（東京都いじめ問題対策連絡協議会）

- 第10条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、東京都教育委員会、東京都児童相談センター、東京法務局、警視庁その他の関係者により構成される東京都いじめ問題対策連絡協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - 一 都、区市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
 - 二 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
 - 三 その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項
- 3 第1項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。

（東京都教育委員会いじめ問題対策委員会）

- 第11条 基本方針に基づく都におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、東京都教育委員会の附属機関として、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（以下この条において「対策委員会」という。）を置く。
- 2 対策委員会は、東京都教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。
- 3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、東京都教育委員会に意見を述べることができる。
- 4 対策委員会は、都立学校（東京都立学校設置条例（昭和39年東京都条例第113号）第1条に規定する都立学校をいう。）において法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査（以下「法第28条調査」という。）を行い、その結果を東京都教育委員会に報告するものとする。
- 5 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、東京都教育委員会が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 6 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 7 前2項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。

（東京都いじめ問題調査委員会）

- 第12条 知事は、法第30条第1項又は法第31条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項又は法第31条第2項の規定に基づき、知事の附属機関として、東京都いじめ問題調査委員会（以下この条において「調査委員会」という。）を置くことができる。
- 2 調査委員会は、知事の諮問に応じ、都若しくは学校法人又はそれらの設置する学校が行った法第28条調査の結果について、法第30条第2項又は法第31条第2項に規定する調査（以下この条において「再調査」という。）を行う。
- 3 学校、学校の設置者その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。
- 4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第28条調査を行った組織の構成員以外のものの中から、知事が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 5 委員の任期は、知事が任命したときから、再調査が終了するときまでとする。
- 6 調査委員会を設置したときは、知事は、これを東京都議会に報告する。
- 7 第4項及び第5項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

（委任）

- 第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事又は東京都教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第28号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(6) 東京都いじめ問題対策連絡協議会規則（平成26年東京都教育委員会規則第17号）

（趣旨）

第1条 この規則は、東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号。次条において「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、東京都いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- 一 都、区市町村（特別区及び市町村をいう。）又は学校（条例第2条第3項に規定する学校をいう。）におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（この条において「いじめの防止等」という。）のための対策の推進に関する事項
- 二 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、学校、東京都教育委員会、東京都児童相談センター、東京法務局、警視庁その他の関係者により構成される委員30人以内をもって組織する。

- 2 協議会の委員は、東京都教育委員会教育長（第8条において「教育長」という。）が任命又は委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長）

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議及び議事）

- 第6条 協議会は、会長が招集する。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
 - 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、東京都教育庁において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

(7) 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則（平成26年東京都教育委員会規則第18号）

（趣旨）

第1条 この規則は、東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）第11条第7項の規定に基づき、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 対策委員会は、東京都教育委員会の諮問に応じ、東京都及び区市町村（特別区及び市町村をいう。）の教育委員会（次項において「教育委員会」という。）並びに都立学校（東京都立学校設置条例（昭和39年東京都条例第113号）第1条に規定する都立学校をいう。）及び区市町村立学校（次項において「公立学校」という。）のいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（次項において「いじめの防止等」という。）のための対策の推進について調査審議し、答申する。

- 2 対策委員会は、教育委員会及び公立学校のいじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、東京都教育委員会に意見を述べることができる。
- 3 対策委員会は、都立学校においていじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を東京都教育委員会に報告するものとする。

（組織）

- 第3条 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で構成される委員10人以内をもって組織する。
- 2 対策委員会の委員は、東京都教育委員会が任命又は委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期

(8) 東京都いじめ問題調査委員会規則

は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 対策委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第6条 対策委員会は、委員長が招集する。

2 対策委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 対策委員会が第2条第3項に規定する調査を行う場合の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。

(意見等聴取)

第7条 対策委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができる。

(専門調査員)

第8条 専門事項を調査させるため必要があるときは、対策委員会に専門調査員を置くことができる。

(調査部会)

第9条 第2条第3項に規定する調査を行うに当たり必要があるときは、対策委員会に調査部会を置くことができる。

2 調査部会は、前項の調査に係る事案に利害関係を有する委員以外の委員及び専門調査員から、委員長が指名する3人以上をもって組織する。

3 調査部会に部会長を置き、委員のうちから、委員長がこれを指名する。

4 部会長は、調査部会の事務を掌理し、調査部会における調査の経過及び結果を対策委員会に報告する。

5 第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、調査部会に準用する。この場合において、同条中「対策委員会」とあるのは「調査部会」と、同条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第4項中「委員」とあるのは「委員及び専門調査員」と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第10条 委員及び専門調査員は、第6条第4項及び第9条第5項の規定により公開しないこととされた対策委員会及び調査部会の会議において職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 対策委員会の庶務は、東京都教育庁において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

(8) 東京都いじめ問題調査委員会規則 (平成26年東京都規則第103号)

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都いじめ防止対策推進条例(平成26年東京都条例第103号)第12条第7項の規定に基づき、東京都いじめ問題調査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第3条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。

(意見等聴取)

第4条 委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができる。

(専門調査員)

第5条 専門の事項を調査させるための必要がある

ときは、委員会に専門調査員を置くことができる。

(部会)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員3人以上をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長がこれを指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査の経過及び結果を委員会に報告する。

5 第3条第1項、第2項及び第4項の規定は、部会に準用する。この場合において、同条第1項中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第4項中「委員会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第7条 委員及び専門調査員は、第3条第4項（前条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により公開しないこととされた委員

会及び部会の会議において職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生活文化スポーツ局において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附則（平成31年規則第81号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和4年規則第79号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(9) 東京都いじめ防止対策推進基本方針

(平成26年7月 東京都いじめ防止対策推進条例第9条の規定に基づき策定)

I 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

東京都いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）は、学校におけるいじめ問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、東京都（以下「都」という。）、区市町村、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）や東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号。以下「条例」という。）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

II いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

III いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

IV いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、都、学校の設置者及び学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関と連携して取り組むことが必要である。

1 いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童・生徒の理解を深める。

児童・生徒がいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童・生徒がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

2 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。

いじめられた児童・生徒を守る。

いじめられた児童・生徒からの情報やいじめの徴候を確実に受け止め、いじめられた児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童・生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

児童・生徒の取組を支える。

学校は、周囲の児童・生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員、保護者等に伝えた児童・生徒を守り通すとともに、周囲の児童・生徒の発信を促すための児童・生徒による主体的な取組を支援する。

3 教員の指導力の向上と組織的対応

学校一丸となって取り組む。

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。

また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

4 保護者・地域・関係機関と連携した取組

社会総がかりで取り組む。

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童・生徒をいじめから保護する。

また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

V

学校における取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）」及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を参酌し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 組織等の設置

- (1) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く（法第 22 条）。
- (2) 重大事態が発生した場合には、学校の設置者又はその設置する学校は、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う（法第 28 条）。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、学校の設置者等と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の四つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。以下に各段階における取組例を示す。

(1) 未然防止

- ・「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気
- ・道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成
- ・児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童・生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- ・校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- ・児童・生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動の推進
- ・家庭訪問、学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力 など

(2) 早期発見

- ・定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- ・保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ・教職員全体によるいじめに関する情報の共有 など

(3) 早期対応

- ・いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応
- ・いじめられた児童・生徒及びいじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保
- ・いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童・生徒への指導
- ・いじめを見ていた児童・生徒が自分の問題として捉えられるようにする指導
- ・保護者への支援・助言
- ・保護者会の開催などによる保護者との情報共有
- ・関係機関、専門家等との相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念

(9) 東京都いじめ防止対策推進基本方針

- がある事案についての警察との相談 など
- (4) 重大事態への対処
- ・ いじめられた児童・生徒の安全の確保
 - ・ いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
 - ・ 関係機関、専門家等との相談・連携
 - ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
 - ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は学校の設置者が行う調査への協力
 - ・ 重大事態発生についての教育委員会又は知事への報告
 - ・ 重大事態の調査結果についての知事の調査（再調査）への協力 など

VI 都における取組

1 東京都いじめ問題対策連絡協議会の設置

(条例第 10 条)

都は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、「東京都いじめ問題対策連絡協議会」を置く。主な所掌事項は以下のとおりである。

- ・ 都、区市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- ・ いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- ・ その他、いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

2 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の設置

(条例第 11 条)

東京都教育委員会は、東京都いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、東京都教育委員会の附属機関として、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者から構成される「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」を置く。

主な所掌事項は以下のとおりである。

- ・ いじめの防止等のための調査研究等、専門的見地からの審議
- ・ 都が設置する学校からのいじめの通報相談に対する、第三者機関としての当事者間の関係の調整及び解決
- ・ 都又は区市町村が行ういじめの防止等のための対策への支援
- ・ 都が設置する学校において重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための調査

3 東京都いじめ問題調査委員会の設置

(条例第 12 条)

学校で重大事態が発生し、法第 30 条第 1 項又は法第 31 条第 1 項に基づき学校の設置者又は学校が調査した結果の報告を受けた知事は、必要があると認めるときは、公平及び公正な調査を行うために第三者の学識経験者等により構成される知事の附属機関「東京都いじめ問題調査委員会」を設置し、法第 28 条第 1 項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行うことができる。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 相談体制の整備

来所、電話、メールなど多様な相談窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受け体制を整備するとともに、定期的に児童・生徒、その保護者等に周知する。

(2) 関係機関等と連携した取組の推進

区市町村、児童館、学童クラブ、福祉・医療機関、民生・児童委員、その他の関係機関などと連携し、取組を推進する。

(3) 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

教職員の研修の充実、養護教諭その他の教職員の配置、スクールカウンセラーの確保等の必要な措置を講じる。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう児童・生徒に対する情報モラル教育の充実及び児童・生徒やその保護者に対する啓発活動を行う。

(5) 啓発活動

いじめの防止等のための広報その他の啓発活動を推進する。

(6) いじめの防止等のための調査研究の実施

いじめの防止等のための調査研究、検証などを行い、その結果を普及する。

など

5 「いじめ総合対策」の策定、私立学校が行う取組に対する支援

東京都教育委員会は、都内公立学校を対象とした「いじめ総合対策」を策定し、対策を推進する。

また、都は、私立学校の自主性を尊重しつつ、各私立学校が行ういじめ防止等への取組に対し、上記の「いじめの防止等に関する具体的な取組」を通じた支援を行う。

VII その他

都は、この方針に基づく取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していく。

(10) いじめ防止対策推進法条文と東京都いじめ防止対策推進条例について

「東京都いじめ防止対策推進条例」平成26年6月25日 可決・成立 7月2日 公布・施行（第10・11・12条を除く） 8月1日 施行（第10・11・12条）
平成28年4月1日 一部改正施行

いじめ防止対策推進法条文		東京都いじめ防止対策推進条例、対応等
第一章（総則）		
第一条（目的） この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。		第一条（目的） この条例は、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、東京都（以下「都」という。）、学校の設置者、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、都の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。
第二条（定義） この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）をいう。 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園を除く。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）をいう。		第二条（定義） この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。 3 この条例において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園を除く。）であって、都及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）が設置するもの並びに学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）が設置するもののうち知事が所轄するものをいう。 4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。 5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）をいう。

(10)いじめ防止対策推進法条文と東京都いじめ防止対策推進条例について

いじめ防止対策推進法条文	東京都いじめ防止対策推進条例、対応等
第三条（基本理念） いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようすることを旨として行われなければならない。 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。	第三条（基本理念） いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようすることを旨として行われなければならない。 2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等がいじめから確実を守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。 3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。 4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、都、区市町村、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
第四条（いじめの禁止） 児童等は、いじめを行ってはならない。	第四条（いじめの禁止） 児童等は、いじめを行ってはならない。
第五条（国の責務） 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。	※ 国の責務なので不要
第六条（地方公共団体の責務） 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。	第五条（都の責務） 都は、第三条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、区市町村並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。
第七条（学校の設置者の責務） 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止を講ずる責務を有する。	第六条（学校の設置者の責務） 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。
第八条（学校及び学校の教職員の責務） 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。	第七条（学校及び学校の教職員の責務） 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

いじめ防止対策推進法条文		東京都いじめ防止対策推進条例、対応等
第九条（保護者の責務等） 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等の措置に協力するよう努めるものとする。 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。	第八条（保護者の責務） 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。 3 保護者は、都、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。	
第十条（財政上の措置） 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。		※ 法の直接適用
第二章（いじめ防止基本方針等）		※ 国の基本方針なので不要
第十一条（いじめ防止基本方針） 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。 2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 ー いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項		
第十二条（地方いじめ防止基本方針） 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。		第九条（東京都いじめ防止対策推進基本方針） 都は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方やその他のいじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を東京都いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。 2 基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第十二条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するたための基本的な方針とする。
第十三条（学校いじめ防止基本方針） 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。		※ 法の直接適用

組織的対応

アンケート、チェックリスト例

教育相談

SNS東京ルール

地域、関係機関との連携

法、条例、規則等

いじめ防止対策推進法条文	東京都いじめ防止対策推進条例、対応等
第十四条（いじめ問題対策連絡協議会） 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。 3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。	第十条（東京都いじめ問題対策連絡協議会） いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第十四条第一項の規定に基づき、学校、東京都教育委員会、東京都児童相談センター、東京法務局、警視庁その他の関係者により構成される東京都いじめ問題対策連絡協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。 2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 - 一 都、区市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項 - 二 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項 - 三 その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項 3 第一項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。 第十一条（東京都教育委員会いじめ問題対策委員会） 基本方針に基づく都におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第十四条第三項の規定に基づき、東京都教育委員会の附属機関として、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（以下この条において「対策委員会」という。）を置く。 2 対策委員会は、東京都教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。 3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、東京都教育委員会に意見を述べることができる。 4 対策委員会は、都立学校（東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）第一条に規定する都立学校をいう。）において法第二十八条第一項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査（以下「法第二十八条調査」という。）を行い、その結果を東京都教育委員会に報告するものとする。 5 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、東京都教育委員会が任命する委員十人以上をもって組織する。 6 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 7 前二項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。

いじめ防止対策推進法条文		東京都いじめ防止対策推進条例、対応等
第三章（基本的施策）		
第十五条（学校におけるいじめの防止） 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体餘活動等の充実を図らなければならない。 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。		※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。
第十六条（いじめの早期発見のための措置） 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。		※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。
第十七条（関係機関等との連携等） 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。		※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。
第十八条（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上） 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じて教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対応に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。		※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。

組織的対応

アンケート、チェックリスト例

教育相談

SNS東京ルール

地域、関係機関との連携

法、条例、規則等

組織的対応	アンケート、チェックリスト例	教育相談	SNS東京ルール	地域、関係機関との連携	法、条例、規則等
いじめ防止対策推進法条文					
第十九条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進） 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。					
2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。					
3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第六項に規定する発信者情報という。）の開示を請求しよとするとときは、必要に応じ、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。					
第二十条（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等） 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。					
第二十一条（啓発活動） 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。					
東京都いじめ防止対策推進条例、対応等					
※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。					
※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。					
※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。					

いじめ防止対策推進法条文		東京都いじめ防止対策推進条例、対応等	
第四章（いじめの防止等に関する措置）			
第二十二条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織） 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。		※ 法の直接適用	
第二十三条（いじめに対する措置） 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。 4 学校は、前項の場合において必要があるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事実に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。		※ 法の直接適用	
第二十四条（学校の設置者による措置） 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。		※ 法の直接適用	
第二十五条（校長及び教員による懲戒） 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。		※ 法の直接適用	
第二十六条（出席停止制度の適切な運用等） 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。		※ 法の直接適用	
第二十七条（学校相互間の連携協力体制の整備） 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。		※ 法の直接適用	

組織的対応

アンケート、チェックリスト例

教育相談

SNS東京ルール

地域、関係機関との連携

法、条例、規則等

組織的対応	アンケート、チェックリスト例	教育相談	SNS東京ルール	地域、関係機関との連携	法、条例、規則等
いじめ防止対策推進法条文					
第五章（重大事態への対処）					
第二十八条（学校の設置者又はその設置する学校による対処） 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に 対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はそ の設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係 を明確にするための調査を行うものとする。					
一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認 めるとき。					
二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い があるとき。					
2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめ を受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切 に提供するものとする。					
3 第一項の規定により学校が調査を行う場合には、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及 び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。					
第二十九条（国立大学に附属して設置される学校に係る対処） 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を いう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲 げる場合には、当該国立大学法人の学長又は理事長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に 報告しなければならない。					
2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と 同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について 調査を行うことができる。					
3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置す る国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態 の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条の二において準用す る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他 の必要な措置を講ずるものとする。					
東京都いじめ防止対策推進条例、対応等					
※ 第十一条第四項において、都立学校における重大事態については、法を直接適用 区市町村立や私立の学校については、法を直接適用					
※ 国のことなので、不要					

いじめ防止対策推進法条文	
第三十条（公立学校に係る対処） 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。	第十二条（東京都いじめ問題調査委員会の設置等） 知事は、法第三十条第一項又は法第三十一条第一項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、法第三十条第二項又は法第三十一条第二項の規定に基づき、知事の附属機関として、東京都いじめ問題調査委員会（以下この条において「調査委員会」という。）を置くことができる。 2 調査委員会は、知事の諮問に応じ、都若しくは学校法人又はそれらの設置する学校が行った法第二十八条調査の結果について、法第三十条第二項又は法第三十一条第二項に規定する調査（以下この条において「再調査」という。）を行う。 3 学校、学校の設置者その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。 4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第二十八条調査を行った組織の構成員以外のもののうちから、知事が任命する委員十人以上以内をもって組織する。 5 委員の任期は、知事が任命したときから、再調査が終了するときまでとする。 6 調査委員会を設置したときは、知事は、これを東京都議会に報告する。 7 第四項及び第五項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則で定める。
第三十条の二 第二十九条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。 この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第百二十一条第一項」と読み替えるものとする。	
第三十一条（私立の学校に係る対処） 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。 4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。	※ 第十二条で、私立学校も含めて、再調査に関する附属機関について規定

組織的対応

アンケート、チェックリスト例

教育相談

SNS東京ルール

地域、関係機関との連携

法、条例、規則等

(10)いじめ防止対策推進法条文と東京都いじめ防止対策推進条例について

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。 2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。 3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。 4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。 5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。	東京都いじめ防止対策推進条例、対応等 ※ 都にはないので不要
第三十三条（文部科学大臣又は都道府県教育委員会の指導、助言及び援助） 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。	※ 法の直接適用
第六章（雑則） 第三十四条（学校評価における留意事項） 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。	※ 法の直接適用
第三十五条（高等専門学校における措置） 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	※ 法の直接適用
	第十三条（委任） この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事又は東京都教育委員会が定める。

いじめ防止対策推進法条文		東京都いじめ防止対策推進条例、対応等	
附則		附則	
第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。		（施行期日） この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条から第十二条までの規定は、平成二十六年八月一日から施行する。	
第二条（検討） いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。 2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなつたために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。		※ 法及び国のことなので不要	
附 則（平成二十六年六月二十日法律第七十六号） 抄 （施行期日） 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。 （政令への委任） 第二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 附 則（平成二十七年六月二十四日法律第四十六号） 抄 （施行期日） 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。 附 則（平成二十八年五月二十日法律第四十七号） 抄 （施行期日） 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。 附 則（令和元年五月二十四日法律第一一号） 抄 （施行期日） 第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。 附 則（令和3年4月28日法律第27号） 抄 （施行期日） 第1条 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 附 則（令和5年12月20日法律第88号） 抄 （施行期日） 第1条 この法律は、令和6年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 1 第1条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第9条及び第10条の規定 令和6年4月1日	附 則（平成二十八年条例第二十八号） この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。		

(11) いじめ防止対策推進法と東京都いじめ防止対策推進条例の規定について

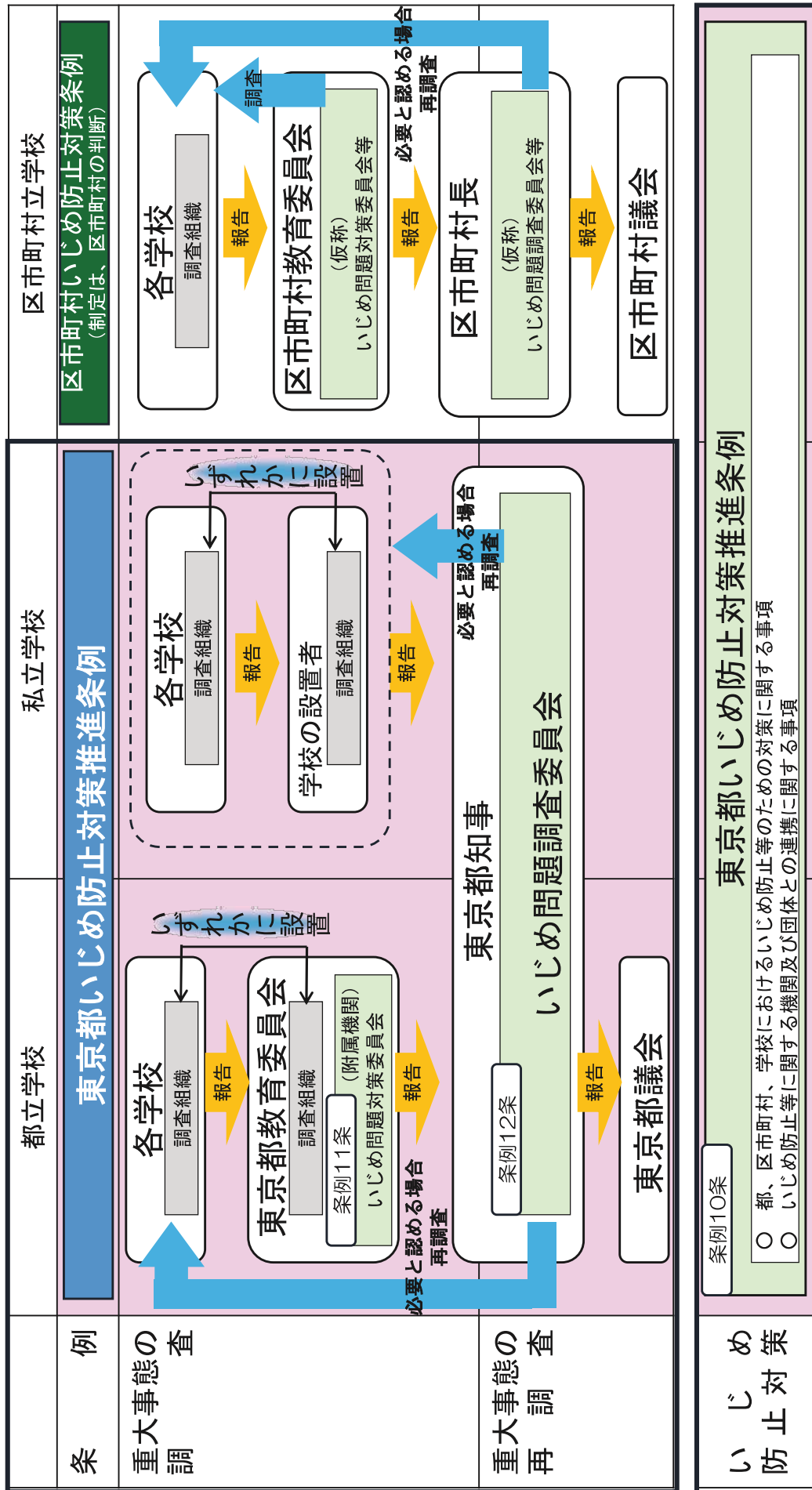
いじめ防止対策推進法
第1条 目的
第2条 定義
第3条 基本理念
第4条 いじめの禁止
第6条 地方公共団体の責務
第7条 学校の設置者の責務
第8条 学校及び学校の教職員の責務
第9条 保護者の責務等
第12条 地方いじめ防止基本方針を定めるよう努める。
第14条1項 いじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。
第14条3項 教育委員会に附属機関を置くことができる。
第28条1項 学校の設置者又は学校は、重大事態に関する調査を行うとともに、重大事態が発生した旨を地方公共団体との長に報告しなければならない。
第30条1項 地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、附属機関を設けるなどにより、この調査の結果について再調査を行うことができる。
第31条1項
第31条2項

法を直接適用する義務規定
【地方公共団体】 ■通報・相談体制の整備 (16条2) ■連携体制の整備 (17条) ■人材の確保及び資質向上 (18条1) ■インターネットによるいじめに対処する体制の整備 (19条2) ■いじめ防止等対策の調査研究、検証、成果の普及 (20条) ■相談・救済制度等の広報・啓発 (21条) ■学校相互間の連携協力体制の整備 (27条) ■再調査結果の議会への報告 (30条3) ■再調査結果を踏まえた必要な措置 (30条5・31条3) 【学校の設置者】 ■学校の支援、必要な措置・調査 (24条) ■出席停止制度の適正な運用 (26条) ■学校の重大事態の調査への指導・支援 (28条3) ■適正な学校評価 (34条) 【学校の設置者及び学校】 ■道徳教育及び体験活動の充実 (15条1) ■児童等の自主的活動の支援、児童等及び保護者への啓発 (15条2) ■定期的な調査 (16条1) ■相談体制の整備 (16条3) ■いじめを受けた児童等の権利擁護 (16条4) ■教職員研修の計画の実施 (18条2) ■インターネットによるいじめに対する啓発活動 (19条1) 【学校の設置者又は学校】 ■重大事態の調査、調査結果の保護者への提供 (28条1・2) 【学校】 ■いじめ防止基本方針の策定 (13条) ■いじめ防止等の対策のための組織の設置 (22条) ■いじめに対処する措置 (23条) ■校長及び教員による懲戒 (25条)

東京都いじめ防止対策推進条例
第1条 目的 ●いじめの防止等のための対策の総合的かつ効果的な推進
第2条 定義 ※下記参照
第3条 基本理念 ●学校の内外を問わずいじめが行われなくすることを旨とした社会全体の取組
第4条 いじめの禁止 ●児童等は、いじめを行ってはならない。
第5条 都の責務 ●いじめ防止等のための対策の総合的かつ効果的な推進
第6条 学校の設置者の責務 ●設置する学校におけるいじめ防止等のために必要な措置
第7条 学校及び教職員の責務 ●未然防止・早期発見・適切かつ迅速な対処
第8条 保護者の責務 ●規範意識を養うための指導等
第9条 東京都いじめ防止対策推進基本方針の策定 ●いじめ防止等対策の基本的な考え方、対策推進に必要な事項
第10条 東京都いじめ問題対策連絡協議会の設置【常設】《対象：公立学校・私立学校》 【目的】 公立学校・私立学校のいじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図る。 【協議内容】 ○都、区市町村、学校におけるいじめ防止等のための対策の推進に関する事項 ○いじめの防止等に関する機関及び団体との連携に関する事項 など 【構成】 学校、東京都教育委員会、東京都児童相談センター、東京法務局、警視庁その他の関係者
第11条 東京都教育委員会 いじめ問題対策委員会（教育委員会の附属機関）の設置 【常設】《対象：公立学校》 【所掌事項】 ○公立学校におけるいじめ防止等の対策についての調査・審議・都教育委員会への答申 ○都立学校における重大事態についての調査、調査結果の教育委員会への報告 【構成】 学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者 10人以内 【任期】 2年 ※ 私立学校における重大事態については、法第28条1項の規定により、学校の設置者又は学校の下に組織を設置し、調査を行う。 東京都いじめ問題調査委員会（知事の附属機関）の設置 【必要があるときに設置できる】《対象：都立学校・私立学校》 【所掌事項】 ○東京都教育委員会、学校法人、都立学校、私立学校が行った重大事態調査の再調査 【構成】 学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者で「都教育委員会いじめ問題対策委員会（11条）」の委員など関係者以外の者 10人以内 【任期】 知事が任命したときから再調査が終了するときまで ○学校、学校の設置者等の再調査への協力 ○設置したときの都議会への報告
第12条
第13条 委任 ●必要な事項は知事又は教育委員会が定める。
附 則 施行期日 ●公布の日から施行（ただし、第10条～第12条は、平成26年8月1日施行）

※【いじめの定義】 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(12) 東京都いじめ防止対策推進条例における都立学校・私立学校・区市町村立学校の関係



(13) 東京都におけるいじめの防止等の対策の概要

いじめ防止対策推進法
(平成 25 年 6 月公布、9 月施行)

【概要】

第1章 総則

- 目的
いじめの防止等の対策の総合的かつ効果的な推進
- 定義
- 基本理念
国・地方公共団体・学校の設置者・学校及び学校の教職員・保護者の責務等を規定

第2章 いじめ防止基本方針等

- 国、地方公共団体及び学校の「基本方針」策定
- 「いじめ問題対策連絡協議会」の設置

第3章 基本的施策

- 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策
- 国及び地方公共団体が講ずべき基本施策

第4章 いじめの防止等に関する措置

- 学校における組織の設置
- いじめへの対応、関係機関との連携
- 懲戒、出席停止制度の適切な運用

第5章 重大事態への対応

- 学校の組織設置と調査の実施
- 調査結果の児童等及び保護者への情報提供
- 学校による教育委員会を通じた自覚への報告
- 地方公共団体の長が必要と認めたときの再調査

第6章 雑則

- 学校評価における留意事項

いじめの防止のための基本的な方針
(平成 25 年 10 月策定)

【目的】

いじめの防止等の対策の総合的かつ効果的な推進

【内容】

国・地方公共団体・学校等の施策

いじめ重大事態の調査に関するガイドライン
(令和6年8月改定)

【目的】

いじめの防止対策推進法、いじめの防止のための基本方針等にとった適切な調査の実施

【内容】

重大事態調査の基本的な進め方や留意事項等

東京都いじめ防止対策推進条例
(平成 26 年 7 月公布・一部施行、8 月 1 日全面施行)

【目的】

いじめの防止等の対策の総合的かつ効果的な推進

【対象】

都、学校の設置者、公立・私立の小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚園を除く）

◆法を踏まえた規定

- 目的（1 条） ○ 定義（2 条） ○ 基本理念（3 条）
- いじめの禁止（4 条） ○ 都の責務（5 条）
- 学校の設置者の責務（6 条）
- 学校及び教職員の責務（7 条）
- 保護者の責務（8 条）

◆法の「努力義務」「できる規定」に関する規定

- 東京都いじめ防止対策推進基本方針の策定（9 条）
- 東京都いじめ問題対策連絡協議会の設置（10 条）
- 都教育委員会いじめ問題対策委員会の設置（11 条）
- 東京都いじめ問題調査委員会の設置（12 条）

東京都いじめ防止対策推進基本方針
(平成26年7月10日策定)

【目的】

いじめの防止等の対策の総合的かつ効果的な推進

【対象】

公立学校・私立学校

◆いじめ問題への基本的な考え方

- いじめを生まない、許さない学校づくり
- 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促す
- 教員の指導力の向上と組織的対応
- 保護者・地域・関係機関と連携した取組

◆学校における取組

- 学校いじめ基本方針の策定 ○ 組織等の設置
- 学校におけるいじめの防止等に関する取組

東京都教育委員会いじめ総合対策【第3次】
(令和7年3月策定)

【目的】 都教育委員会・区市町村教育委員会、学校におけるいじめ防止の取組の一層の推進

【対象】 公立学校

いじめ防止の取組を推進する6点のポイント

1

軽微ないじめも見逃さない

《教職員の敏感な感覚によるいじめの認知》

2

教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む

《「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応》

3

相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す

《学校・家庭・地域の連携による教育相談体制の充実》

4

子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする

《自己指導能力、多様性等を認め合う態度の育成》

5

保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る

《保護者との日常からの信頼関係に基づく取組の推進》

6

社会総がかりでいじめに対峙する

《地域住民、関係機関等との日常からの連携》

【段階1】未然防止

～いじめを生まない、許さない学校づくり～

【段階2】早期発見

～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～

【段階3】早期対応

～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～

【段階4】重大事態への対応

～問題を明らかにし、いじめを繰り返し起こさない学校づくり～